

川崎市における今後の地球温暖化対策のあり方について

(第2次答申)

—川崎市地球温暖化対策推進基本計画の考え方について—

平成 22 年 2 月

川崎市環境審議会

はじめに

2008年10月9日、市長から当審議会に、「川崎市における今後の地球温暖化対策のあり方について」の諮問がなされ、専門的な審議を行う必要があることから、温暖化対策特別部会を設置し、具体的な審議について同部会に付議した。

すでに、「川崎市地球温暖化対策条例の基本的な考え方」については、当審議会から答申が行われたところである。その後、温暖化対策特別部会では諮問内容のうち計画の改定について、2009年7月から、5回にわたり、具体的な調査・審議を行ってきたところである。

審議に当たっては、川崎市地球温暖化対策条例の基本的な考え方で示した枠組みを踏まえるとともに、国連気候変動枠組条約第15回締約国会議など国内外の動向を踏まえながら、川崎市地球温暖化対策の推進に係る計画について、検討を行ってきた。

川崎市地球温暖化対策推進基本計画の考え方について、環境審議会として一応の結論を得たので、ここに答申する。

目次

はじめに	i
目次	ii
第1章 計画策定の背景等	1
1 地球温暖化対策に係る国内外の動向	1
(1) 国際動向	1
(2) 国内動向	1
2 川崎市の地球温暖化対策	3
(1) 川崎市の地球温暖化防止への挑戦～地球環境保全のための行動計画～	3
(2) 川崎市地球温暖化対策地域推進計画	3
(3) 川崎市新エネルギービジョン、川崎市役所環境管理システム	3
(4) CCかわさきに基づく取組、地球温暖化対策推進条例の制定	4
第2章 計画策定の主旨、計画の基本的事項	5
1 計画策定の主旨等	5
(1) 計画策定の主旨	5
(2) 計画の構成等	6
2 計画の基本的事項	7
(1) 計画の対象	7
(2) 計画期間	8
(3) 地球温暖化対策の目標及び目標を達成するために必要な施策の基本的方向	8
(4) 各主体の取組と計画	9
第3章 温室効果ガスの排出量の状況等	11
1 温室効果ガスの排出量の状況	11
(1) 温室効果ガスの排出量の状況	11
(2) 二酸化炭素の排出量の状況	12
2 将来推計	15
第4章 地球温暖化対策の目標等	18
1 地球温暖化対策の目標	18
(1) 基本理念	18
(2) 削減目標	18
(3) 基本方針	19
2 長期的に目指すべき低炭素社会のイメージ	20
第5章 施策と重点プロジェクトの方向性	22
1 基本計画の施策体系について	22
2 施策別の現状と取組の方向性	24
(1) 事業活動における温室効果ガスの排出量の削減の推進	24
(2) 市民生活における温室効果ガスの排出量の削減の推進	27

(3)	再生可能エネルギー源等の利用	29
(4)	低炭素都市づくりの推進	32
(5)	循環型社会の形成の推進	34
(6)	交通における地球温暖化対策の推進	35
(7)	環境教育・環境学習の推進	37
(8)	緑の保全及び緑化の推進	38
(9)	ヒートアイランド対策の推進	40
(10)	環境技術による国際貢献の推進	42
(11)	市役所の率先取組の推進	43
3	実施計画の期間ごとの取組の方向性	45
4	重点プロジェクトの方向性	48
(1)	重点プロジェクトの目的	48
(2)	重点プロジェクト選定の考え方	48
(3)	重点プロジェクトの運営	48
第6章	推進体制及び進行管理	50
1	推進体制	50
(1)	地域住民等との連携体制	50
(2)	川崎市温暖化対策庁内推進本部	51
(3)	国際的な連携	52
2	進行管理等	53
(1)	考え方	53
(2)	進行管理の手法	54
(3)	進行管理体制	54
おわりに		56
資料		57
実施計画イメージ		57
1	総論	57
2	施策体系別の実施しようとする措置	59
3	重点プロジェクト	63
付属資料		68
川崎市環境審議会・温暖化対策特別部会審議経過		69
川崎市環境審議会委員名簿		70
川崎市環境審議会温暖化対策特別部会委員名簿		71
諮問文「今後の地球温暖化対策のあり方について」		72

第1章 計画策定の背景等

1 地球温暖化対策に係る国内外の動向

(1) 国際動向

1997年に京都で開催された、国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において採択された「京都議定書」では、先進各国には1990年を基準年として第一約束期間（2008年から2012年の5年間）で温室効果ガスの排出量を削減する目標が定められている。京都議定書は、2005年2月に発効し、現在、批准国は約190か国となっている。第一約束期間以降の枠組「ポスト京都議定書」についての議論は、2005年ごろから本格化している。重要な論点は、第一約束期間で排出量の削減目標が課せられていない主要排出国や京都議定書未批准の米国を巻き込むための温室効果ガスの排出量の削減目標など地球温暖化対策に係る国際的枠組を、どのように構築するかである。

また、2009年7月にイタリアのラクイラで行われたG8サミットでは、「前年の北海道洞爺湖において合意した、世界全体の温室効果ガスの排出量を2050年までに少なくとも50%削減するとの目標を再確認し、先進国全体で、1990年又はより最近の複数の年と比して50年までに80%、又はそれ以上、削減するとの目標を支持する」としている。

2009年12月にデンマークのコペンハーゲンで開催された国連気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）で、ポスト京都議定書について議論がなされ、付属書I国（先進国）は、2020年の削減目標を合意文書の別表に記載し、2010年1月31日まで提出することなどを盛り込んだ、コペンハーゲン合意を留意することとなった。

(2) 国内動向

京都議定書において、日本には温室効果ガスの排出量を、2012年までに1990年比で6%削減する義務が課せられている。日本の温室効果ガスの排出量は、2007年度で二酸化炭素換算13億7,400万トンであり、京都議定書の基準年（原則1990年）の排出量である二酸化炭素換算12億6,100万トンと比べると、9.0%の増加である。

このような状況の中で、国は1994年4月に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「地球温暖化対策推進法」という。）を2008年6月に改正した。また、京都議定書で課せられた目標の確実な達成に向け、国内での地球温暖化対策の推進に関する基本的な方向を示すものとして「京都議定書目標達成計画」（以下「目標達成計画」という。）を2005年に閣議決定した。目標達成計画では、削減目標を温室効果ガス別、部門別に定めた上で、約60の排出量の削減対策を規定し、国内森林吸収源や、京都メカニズムの活用を通じたクレジットの獲得なども組み入れた計画となった。その後、第一約束期間への突入を前に、排出量が増加している業務部門・家庭部門への対策の強化が指摘されたことを受け、2008年3月に全部改定された（以下「目標達成計画（改定版）」という。）。目標達成計画（改定版）では、既存対策の導入目標引き上げや追加対策の実施により、温室効果ガスの排出量を基準年比0.8～1.8%削減（2005年比7.9～8.8%削減）し、森林吸収分・京都メカニズム活用分を含めて6%削減を達成することが計画されている。

2008年には、2050年に現状比60～80%の温室効果ガスの排出量の削減を目指す福田ビジョン（「低炭素社会・日本」をめざして）が発表された。第一約束期間が終了する2013年以降の地

球温暖化対策の中期目標については、2009年6月、当時の麻生首相が「2020年までに2005年比15%削減を目指す。」と発表したのに続き、2009年9月に開催された国連気候変動首脳会合で、鳩山首相が「全ての主要国による公平かつ実効性のある国際的枠組み構築や意欲的な目標の合意を前提に、2020年までに1990年比25%削減を目指す」と表明した。

2009年12月に開催された国連気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）では、改めて25%の削減目標を表明するとともにCOP15における政治合意の成立の際には、温室効果ガスの排出削減など気候変動対策に積極的に取り組む途上国や、気候変動の悪影響に脆弱な状況にある途上国を広く対象として、2012年末までの約3年間において資金援助を行うことを発表した。

国は、2010年1月26日に、COP15で留意されたコペンハーゲン合意に基づき、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提として、90年比で2020年の排出量を25%削減する目標を気候変動枠組条約事務局に提出した。

2 川崎市の地球温暖化対策

(1) 川崎市の地球温暖化防止への挑戦～地球環境保全のための行動計画～

1992年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロにおいて、約180カ国が参加する「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」が開催され、地球温暖化問題に対応するための様々な宣言や声明が採択された。特に「環境と開発に関するリオ宣言」では、「持続可能な開発」の理念が提唱され、この理念を実現するための具体的な行動計画として「アジェンダ21」が採択された。この中では、国のみならず地方自治体レベルにおいても地域における行動計画（ローカルアジェンダ21）を策定し、実行していくことが重要であると述べられている。

また、1997年12月には、「京都議定書」が採択され、我が国については温室効果ガスの排出量を1990年比で6%削減する目標が定められた。

このような状況を踏まえ、川崎市では1998年10月に、地球温暖化対策をはじめとする地球環境の保全のため、「川崎市の地球温暖化防止への挑戦～地球環境保全のための行動計画～」（以下「行動計画」という）を策定した。行動計画では、「ライフスタイル」、「交通」、「みどり」、「廃棄物」、「エネルギー」の5つのテーマを設定し、各テーマの目標を定めて、市民、事業者、学校、行政の協働により推進することとし、行動計画に基づき、地球温暖化対策の一步を進めてきた。

(2) 川崎市地球温暖化対策地域推進計画

行動計画策定後、国は、2002年に新しい「地球温暖化防止対策推進大綱」を決定し、京都議定書を批准した。また川崎市においても、2002年10月に「川崎市環境基本計画」を改訂し、「地球温暖化防止対策の推進」を優先的に解決すべき緊急性の高い分野として、重点分野の1つに掲げた。これらを受け、川崎市における地球温暖化対策のさらなる推進のため、行動計画を改訂し、具体的な数値目標や、各主体別の取組内容を明らかにした「川崎市地球温暖化対策地域推進計画～川崎市の地球温暖化防止への挑戦～」（以下「地域推進計画」という。）を2004年3月に策定した。地域推進計画では、目標の達成年度を、環境基本計画の目標達成年度である2010年とし、温室効果ガスの排出量を、基準年（1990年）に比べ6%削減するという全市の数値目標を掲げている。

地域推進計画に基づき、かわさき地球温暖化対策推進協議会（地球温暖化対策推進法第26条に基づく地域協議会として登録。以下「協議会」という。）が中心となり、市民、事業者、学校、行政等の意識啓発、行動様式の変更等、地域での実践活動を行っている。

地域推進計画の進行管理については、環境基本計画年次報告書による進行管理を活用することにより行っており、温室効果ガスの排出量の把握に努め、削減に取り組んでいる。

(3) 川崎市新エネルギービジョン、川崎市役所環境管理システム

地球温暖化対策の重要な柱の一つである新エネルギー分野に関しては、市民・事業者・行政の行動指針であるとともに、施策の展開の方向性を示すものとして、「川崎市新エネルギービジョン」（以下「新エネルギービジョン」という。）を1997年に策定した。その後、「川崎市新総合計画」、「川崎市環境基本計画」、および「地域推進計画」と連携した新エネルギー分野の計画として、2005年に改訂を行った。

このビジョンに基づき、市民、事業者、行政の各主体間の連携による推進システムとして「川崎市新エネルギー推進協議会」を2006年に設置し、次の6つの重点プロジェクトを設定して具体的な取組を行っている。

- ①新エネルギー普及啓発プロジェクト
- ②新エネルギー製品・サービス創出プロジェクト
- ③バイオ燃料普及プロジェクト
- ④未利用排熱有効活用プロジェクト
- ⑤新エネルギー推進人材育成プロジェクト
- ⑥新エネルギー推進協議会プロジェクト

また、1998年に「川崎市役所環境管理システム（エコオフィス計画）」（以下「エコオフィス計画」という。）を策定して、市役所の省エネルギー・紙類使用量の削減等の環境負荷低減に向けた取組を進めてきた。その後、地球温暖化対策推進法の施行・改正にあわせ、エコオフィス計画を同法が定める地方公共団体実行計画として位置づけ、また「京都議定書」の発効等の情勢変化に合わせてエコオフィス計画の見直しを行い、2006年10月に第3次エコオフィス計画を策定し、取組の一層の強化を図っている。第3次エコオフィス計画の目標は、2010年度の温室効果ガスの排出量について、基準年度（2006年度）比で6%削減するものとしており、2008年度のエコオフィス計画の対象事業による温室効果ガスの排出量は約11万トンで、基準年度比で3,606トン（3.3%）増加している。

（４） CCかわさきに基づく取組、地球温暖化対策推進条例の制定

2008年2月には、「環境」と「経済」の調和と好循環を推進し、持続可能な社会を地球規模で実現するために、地球温暖化対策への取組の基本方針となる「カーボン・チャレンジ川崎エコ戦略（CCかわさき）」（以下「CCかわさき」という。）を発表した。

以来、CCかわさきを推進する全市の多様な主体による地球温暖化対策のネットワーク組織として、「川崎温暖化対策推進会議（CC川崎エコ会議）」を創設するとともに、庁内に市長を本部長とし、各局区長を本部員とする「川崎市温暖化対策庁内推進本部」を設置するなどして、全市をあげて取り組んでいる。

CCかわさきの柱は次のとおりであり、これらの柱に沿った具体的な取組を行っている。

- ①川崎の特徴・強みを活かした環境対策の推進
- ②環境技術による国際貢献の推進
- ③多様な主体の協働によるCO₂削減の取組の推進

また、これまで市が取り組んできた地球温暖化対策の成果や問題点を検証し、対策を一層強化するため、産業部門、業務部門、家庭部門、運輸部門などを含めた各主体による「地球温暖化対策のルール」としての「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例（以下「地球温暖化対策推進条例」という。）」を2009年12月に制定した。

2007年度（速報値）の川崎市の温室効果ガスの排出量は、地域推進計画に定めた全市目標（6%）を上回る10.1%の減少となっている。一方で、民生部門（家庭系）、民生部門（業務系）では排出量が増加傾向にあるなど、その取組を一層強化する必要がある。こうしたこととともに、地域特性や対策の状況を踏まえて、多様な主体の協働した取組を促進していくために、地球温暖化対策推進条例に根拠を持つ計画を策定し、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進することが重要である。

第2章 計画策定の主旨、計画の基本的事項

1 計画策定の主旨等

(1) 計画策定の主旨

国際的に「ポスト京都議定書」の枠組設定に向けた議論等が活発化する中で、国においては各種法改正を進め、京都議定書の目標達成に向けた取組を強化しつつあるほか、各地方自治体においても様々な取組が進められており、地球温暖化対策は強化されてきた。

特に、2008年6月に、地球温暖化対策推進法が改正され、地方自治体の役割はより強化された。都道府県、政令指定都市・中核市・特例市（以下「政令市等」という。）においては、「地方公共団体実行計画」として、従来定められていた事務・事業における地球温暖化対策の計画に加え、地域における自然エネルギー導入の促進、事業者や住民による省エネルギー等の推進といった事項について定めることが義務化された。また、これまで都道府県のみ認められていた地域地球温暖化防止活動推進センターの指定及び地球温暖化防止活動推進員の委嘱が、政令市等でも可能となった。こうした状況とともに、地球温暖化対策推進条例に位置付けられた計画とするため、地域推進計画を改定することとなった。

また、川崎市は、温室効果ガスの排出量の削減が地域推進計画に定める全市目標を上回るなど、これまでも地球温暖化対策を着実に進めてきたが、市域の実態を見ると、人口増加や床面積増加等に伴い、民生部門（家庭系）・民生部門（業務系）・運輸部門からの二酸化炭素の排出量は増加傾向となっている。また、2007年度の産業部門からの二酸化炭素の排出量は1990年比で約9%減少となっているが、その排出量の割合は市域全体の約8割を占める状況にある。

こうした状況を背景としつつ、次の主旨を踏まえ、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定し、地球温暖化対策を着実に推進していこうとするものである。

○国内外の動向を踏まえつつ川崎らしい計画とすること

地球温暖化対策に係る国内外の動向を踏まえた上で、川崎という地域が持つ「環境力」を活かした目標や措置を定めた計画とする。

○川崎市新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」との整合性を確保すること

川崎市の経営資源の配分と連動させ、実効性をもった計画とするため、川崎市新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」と整合を図り、具体的な市の事務事業等を位置づける。

○地球温暖化対策を体系化すること

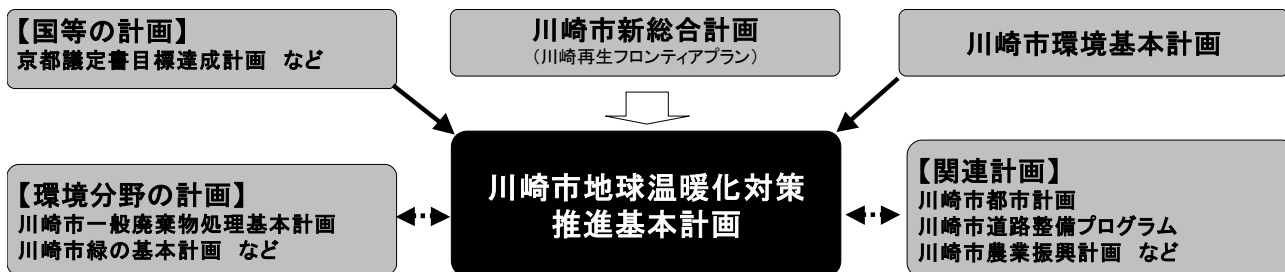
総合的に地球温暖化対策を推進していくため、「新エネルギービジョン」、「エコオフィス計画」を統合し、再生可能エネルギー源の利用、地域環境の改善、ヒートアイランド対策等も含めた地球温暖化対策に係る総合的な計画とする。

○関連する分野別の計画と整合を図ること

「川崎市一般廃棄物処理基本計画」や「川崎市緑の基本計画」など、温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある計画との整合を図る。

また、地球温暖化対策推進条例第 6 条第 3 項に規定するとおり、地球温暖化対策推進法第 20 条の 3 第 4 項に定めるもののほか、温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある市の施策については、地球温暖化対策推進基本計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮する必要がある。

図 2-1-1 関連計画との関係



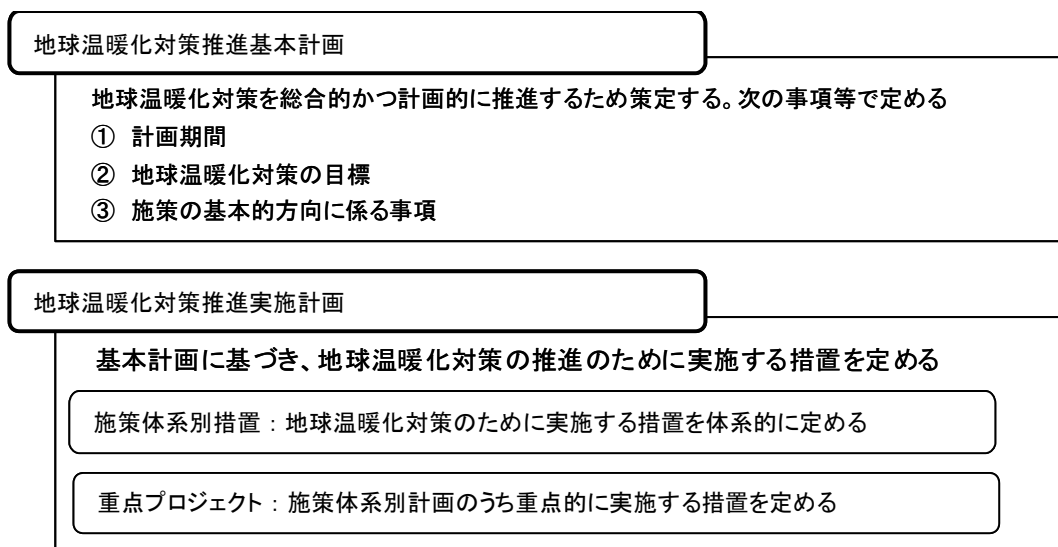
(2) 計画の構成等

本計画は、地球温暖化対策推進条例第 6 条に規定する地球温暖化対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）として位置づけるものである。また、地球温暖化対策推進条例第 7 条及び本計画に基づき、地球温暖化対策のために実施する措置に関する地球温暖化対策推進実施計画（以下「実施計画」という。）を別に定める。

こうした計画の関係は、図 2-1-2 のとおりであり、2 つの計画を一体的に運用することで、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進する。

なお、実施計画については、市が行う施策体系別の措置と併せ、重点的に実施する措置として、重点プロジェクトを定める。

図 2-1-2 計画の構成



また、基本計画と実施計画を併せて（以下「地球温暖化対策推進計画」という。）、地球温暖化対策推進法第 20 条の 3 に規定されている地方公共団体実行計画としても位置づける。

2 計画の基本的事項

(1) 計画の対象

ア 対象範囲

基本計画は、市民生活や事業活動における温室効果ガスの排出量の削減など市域の地球温暖化対策全てを対象とする。なお、実施計画に定める具体的な措置については、地球温暖化対策に関する市の事務事業等の取組を中心とする。

イ 対象ガス

地球温暖化対策推進条例第2条第3号に基づき、対象とする温室効果ガスについては、次の6物質とする。

- ・ 二酸化炭素 (CO₂)
- ・ メタン (CH₄)
- ・ 一酸化二窒素 (N₂O)
- ・ ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)
- ・ パーフルオロカーボン類 (PFCs)
- ・ 六ふっ化硫黄 (SF₆)

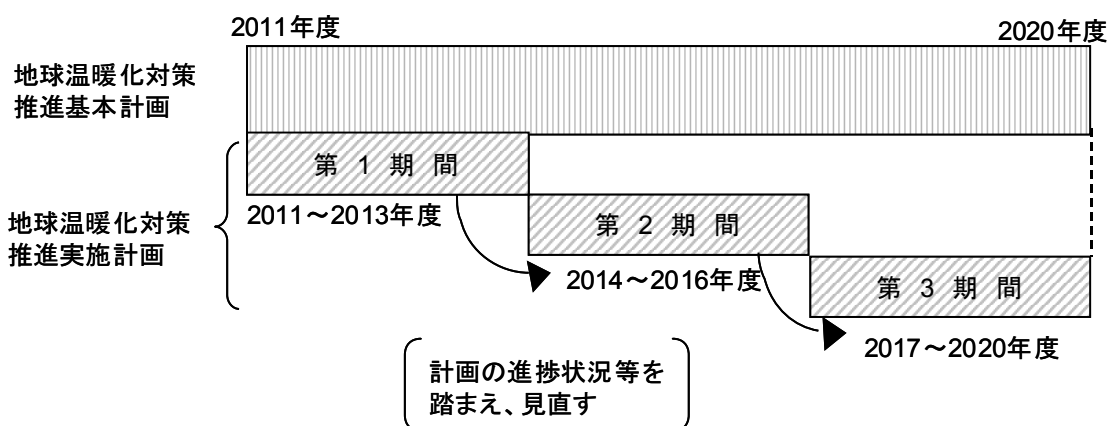
表 2-2-1 各物質の主な用途及び排出源

二酸化炭素	燃料の燃焼、廃棄物の焼却、電気の使用
メタン	農業、廃棄物の焼却、燃料の燃焼
一酸化二窒素	農業、廃棄物の焼却、燃料の燃焼
ハイドロフルオロカーボン類	カーエアコンや冷蔵庫の冷媒として使用
パーフルオロカーボン類	半導体製造時や電子製品などの洗浄として使用
六ふっ化硫黄	変電設備に封入される電気絶縁体ガスや半導体製造用に使用

(2) 計画期間

地球温暖化対策推進条例第6条第2項第1号に規定する基本計画の計画期間については、2011年度から2020年度までのおおむね10年間とする。また、実施計画の計画期間については、基本計画を着実に推進していくために、おおむね3年間（第1期間：2011～2013年度、第2期間：2014～2016年度、第3期間：2017～2020年度）とする。実施計画については、基本計画や前期間の実施計画の進捗状況等を踏まえ、見直しを行うものとし、基本計画については、地球温暖化対策推進条例第6条第6項に基づき、技術の向上及び社会情勢を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

図 2-2-1 計画の期間



(3) 地球温暖化対策の目標及び目標を達成するために必要な施策の基本的方向

地球温暖化対策推進条例第6条第2項は、基本計画において、「地球温暖化対策の目標」及び「目標を達成するために必要な施策の基本的方向に係る事項（以下「基本的方向」という。）」を定めることを規定している。

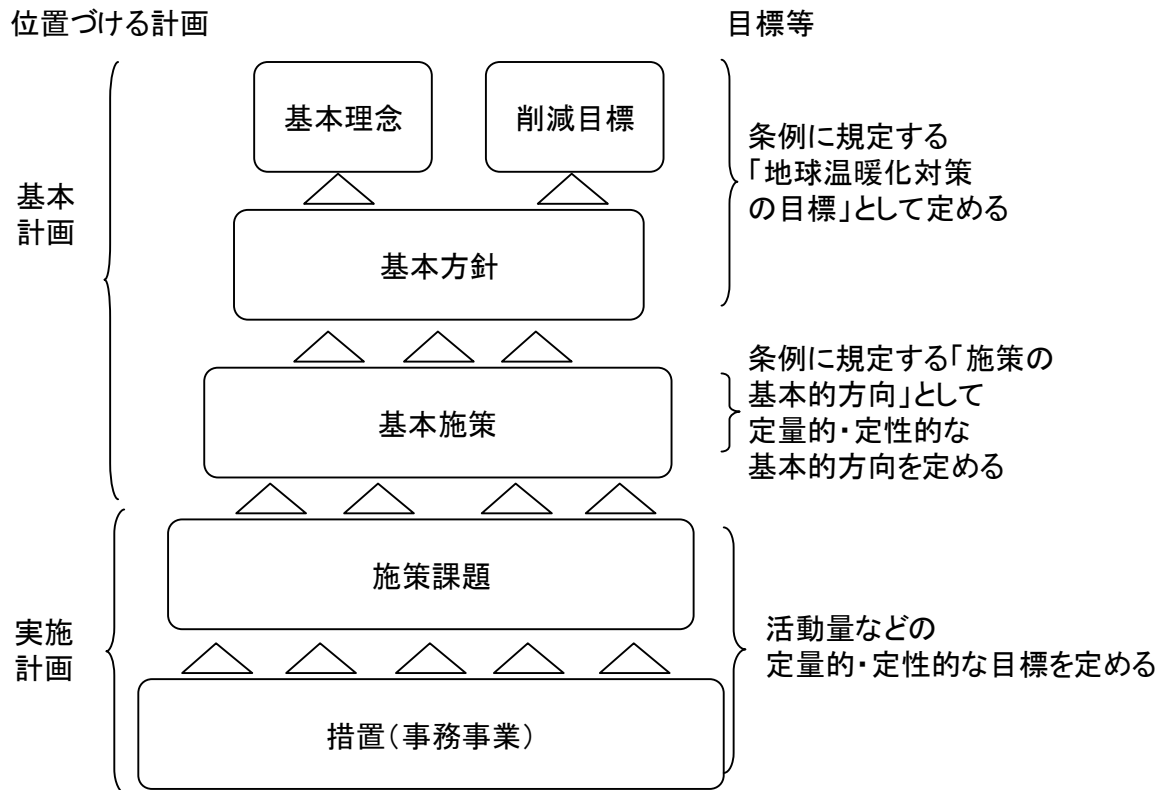
当該規定を踏まえ、基本計画においては、「地球温暖化対策の目標」として、地球温暖化対策全体の基本理念、基本方針とともに、市内の温室効果ガス排出量の削減目標を定める。また、第5章に定める11の基本施策について、その施策ごとの特性に応じて、定量的・定性的な基本的方向を定める。

さらに、実施計画には、措置（事務事業）の特性に応じて活動量などの定量的・定性的な目標を定める。

こうした基本計画に定める地球温暖化対策の目標、基本的方向、さらに実施計画の目標などを用い、計画の進行管理を行うこととする。

なお、削減目標については、川崎市域の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に実施する上で方向性を示すものとして位置づける。

図 2-2-2 地球温暖化対策の目標等



(4) 各主体の取組と計画

地球温暖化対策推進条例では、次のとおり各主体の責務等が規定されている。

表 2-2-2 各主体の取組等

事業者の責務	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策の推進のため、必要な措置を講じるよう努めること。 市が実施する地球温暖化対策に協力すること。 事業活動地球温暖化対策指針等に基づき温室効果ガスの排出量の削減や抑制に取り組むこと。 地球温暖化対策に資する製品及び技術の開発、環境技術による国際貢献の推進に努めること。 <p>(その他、事業活動地球温暖化対策指針に基づく取組等を規定)</p>
市民の責務	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策の推進のため、必要な措置を講じるよう努めること。 市が実施する地球温暖化対策に協力すること。 <p>(その他、日常生活等における地球温暖化対策について規定)</p>
市の責務	<ul style="list-style-type: none"> 総合的かつ計画的な地球温暖化対策を策定し、及び実施すること。 事業者及び市民が行う地球温暖化対策を推進するための措置を講じるよう努めること。 事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講じるよう努めること。
協働による取組	<ul style="list-style-type: none"> 事業者、市民及び市は、協働して、地球温暖化対策に取り組むこと(第5条)。

温室効果ガスは、事業者、市民、市という各主体から排出されるものであるため、こうした規定を踏まえながら、それぞれの役割と責任に応じて、その削減に取り組んでいくことが必要である。また、市は、率先して自らの温室効果ガスの排出量を削減するとともに、基本計画に基づく取組を推進していく必要がある。

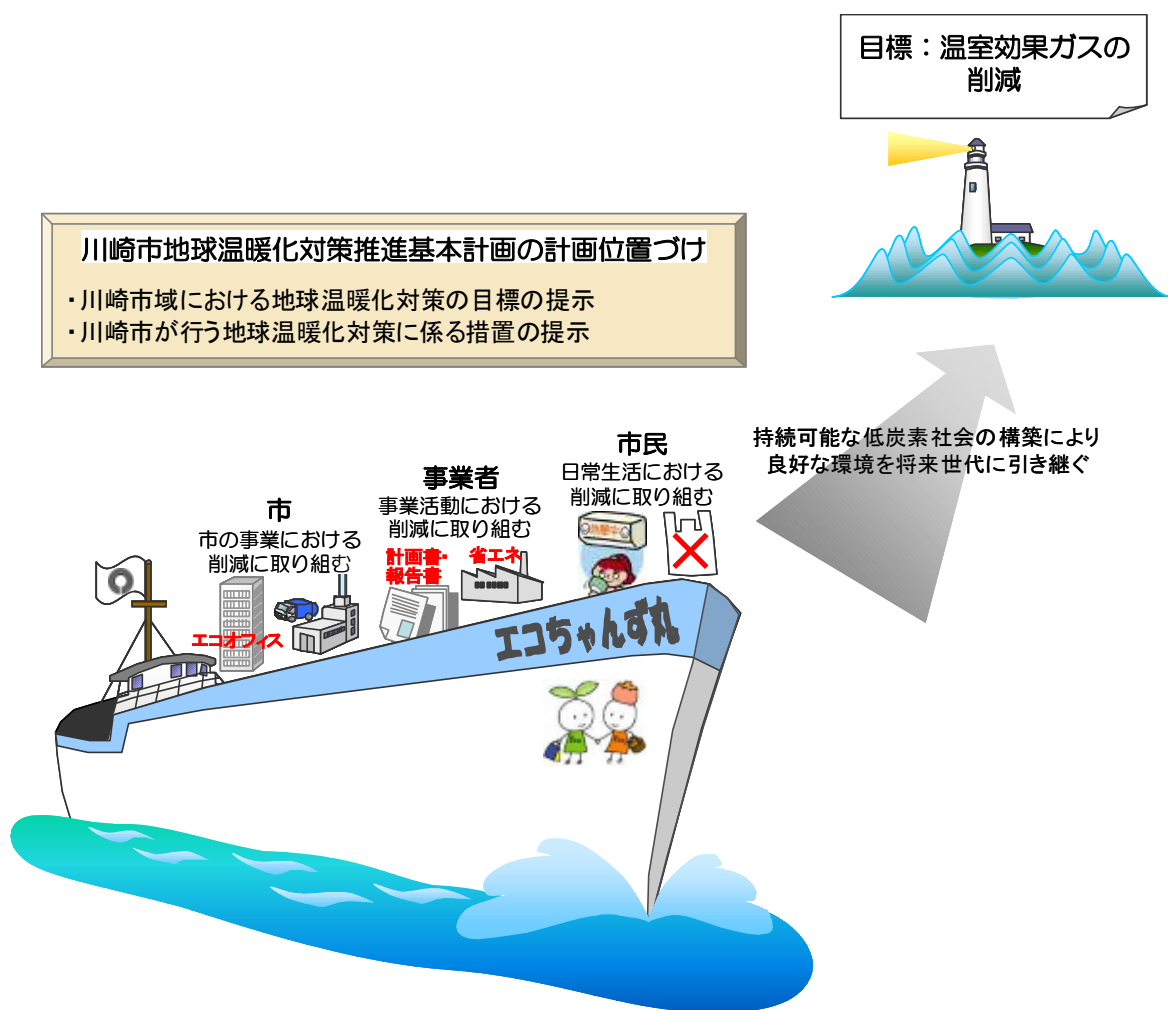
特に、基本計画に定める地球温暖化対策の目標については、各主体が共有し、協働して温室効果ガスの排出量の削減に取り組んでいく必要がある。

【基本計画及び実施計画と各主体の関係】

図 2-2-3 は、こうした各主体と、地球温暖化対策推進計画の関係をイメージ化したものである。

川崎市という船に乗り込んだ事業者、市民及び市は、それぞれ自らの温室効果ガスの排出量の削減を図るとともに、協働による取組を進めることで、基本計画の定める目標に向かって航海を続けていく必要がある。また、実施計画に位置づけられた措置は各主体の取組をさらに促すことにより、目標に向けた航海をより確実なものにしていくことになる。

図 2-2-3 各主体と地球温暖化推進計画の関係



第3章 温室効果ガスの排出量の状況等

1 温室効果ガスの排出量の状況

(1) 温室効果ガスの排出量の状況

川崎市における2007年度の温室効果ガスの排出量は、26,274千トン-CO₂であり、基準年(※)の排出量と比較して、10.1%の減少となっている。

また、温室効果ガス別に排出量をみると、二酸化炭素の排出量は全体の約98%を占め、基準年比で3.9%の減少となっている。ハイドロフルオロカーボン類、六ふつ化硫黄は、排出量に占める割合は低いが、それぞれ基準年比68.9%、97.8%の大幅な減少となっている。一方、メタン、一酸化二窒素、パーフルオロカーボン類は、それぞれ基準年比で52.8%、26.8%及び122.1%の増加となっている。

表 3-1-1 温室効果ガスの排出量

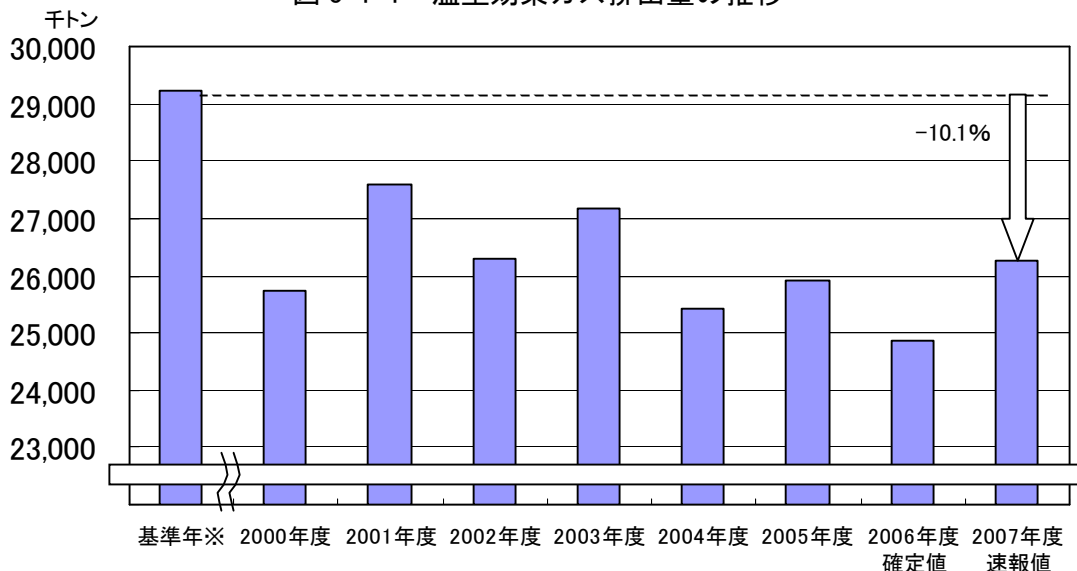
単位:千トンCO₂

	基準年※	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度 確定値	2007年度 速報値
二酸化炭素	26,706.5	24,400.2	26,322.0	25,161.8	26,151.0	24,426.5	25,201.5	24,167.7	25,662.5
対基準年比		-8.6%	-1.4%	-5.8%	-2.1%	-8.5%	-5.6%	-9.5%	-3.9%
メタン	12.9	13.3	14.7	14.8	15.4	15.9	16.5	15.4	19.7
対基準年比		3.0%	14.0%	15.2%	19.9%	23.7%	28.5%	19.7%	52.8%
一酸化二窒素	77.7	92.7	91.9	93.2	93.3	92.1	92.3	98.6	98.6
対基準年比		19.2%	18.2%	19.9%	20.1%	18.4%	18.8%	26.9%	26.8%
ハイドロフルオロカーボン類	255.4	84.4	106.0	91.6	201.8	205.1	181.4	128.6	79.6
対基準年比		-66.9%	-58.5%	-64.1%	-21.0%	-19.7%	-29.0%	-49.6%	-68.9%
パーフルオロカーボン類	166.7	519.0	469.0	495.0	427.0	450.0	361.0	414.0	370.1
対基準年比		211.4%	181.4%	197.0%	156.2%	170.0%	116.6%	148.4%	122.1%
六ふつ化硫黄	2,004.0	645.3	573.6	430.2	298.8	239.0	71.7	57.0	44.0
対基準年比		-67.8%	-71.4%	-78.5%	-85.1%	-88.1%	-96.4%	-97.2%	-97.8%
総排出量	29,223.2	25,754.9	27,577.2	26,286.7	27,187.3	25,428.6	25,924.5	24,881.4	26,274.4
対基準年比		-11.9%	-5.6%	-10.0%	-7.0%	-13.0%	-11.3%	-14.9%	-10.1%

※基準年は、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素は1990年、それ以外の3ガスは1995年

※合計値は四捨五入の関係で表の数値及び各欄の合計と必ずしも一致しない。

図 3-1-1 温室効果ガス排出量の推移



(2) 二酸化炭素の排出量の状況

2007年度における二酸化炭素の排出量の部門別構成比をみると、産業部門が最も高く、75.9%を占めている。これは、臨海部を中心に製造業が集積しているためであり、全国平均の36.1%（2007年）と比較して非常に高い値となっている。次いで構成比の高い部門は、民生部門(家庭系)が7.2%、民生部門(業務系)が6.8%、運輸部門が4.6%と続いている。

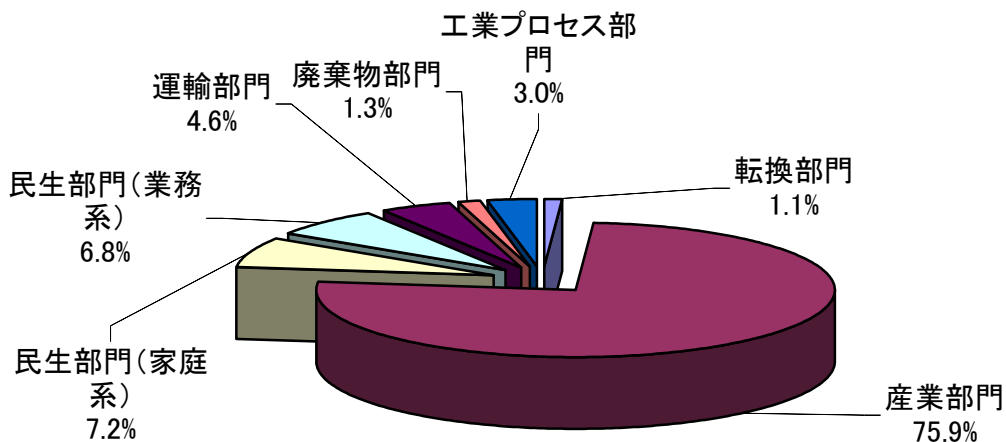
単位：千トンCO₂

項目	1990年度	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度 確定値	2007年度 速報値
転換部門	437.9	414.9	338.7	356.4	336.2	271.3	239.2	216.1	289.8
対基準年比		-5.3%	-22.7%	-18.6%	-23.2%	-38.0%	-45.4%	-50.7%	-33.8%
産業部門	21,615.1	18,901.7	20,850.1	19,260.3	19,894.0	18,743.0	19,562.5	18,686.6	19,480.3
対基準年比		-12.6%	-3.5%	-10.9%	-8.0%	-13.3%	-9.5%	-13.5%	-9.9%
民生部門(家庭系)	1,107.6	1,400.5	1,371.2	1,590.2	1,727.7	1,537.2	1,600.0	1,493.9	1,843.5
対基準年比		26.4%	23.8%	43.6%	56.0%	38.8%	44.5%	34.9%	66.4%
一人当たり排出量(トンCO ₂)	0.94	1.12	1.08	1.24	1.34	1.18	1.21	1.11	1.35
対基準年比		18.7%	14.7%	31.5%	41.5%	24.7%	27.8%	17.9%	42.6%
民生部門(業務系)	1,146.7	1,374.9	1,391.5	1,581.5	1,687.6	1,528.4	1,510.1	1,482.7	1,745.1
対基準年比		19.9%	21.3%	37.9%	47.2%	33.3%	31.7%	29.3%	52.2%
運輸部門	1,094.6	1,296.1	1,278.5	1,291.4	1,263.7	1,213.4	1,190.1	1,164.7	1,188.1
対基準年比		18.4%	16.8%	18.0%	15.4%	10.8%	8.7%	6.4%	8.5%
うち自家用乗用車	239.0	400.9	398.5	394.6	389.2	366.2	357.9	352.7	346.5
対基準年比		67.8%	66.8%	65.1%	62.9%	53.2%	49.8%	47.6%	45.0%
廃棄物部門	370.2	371.2	345.4	347.7	460.0	349.0	334.5	326.4	338.1
対基準年比		0.3%	-6.7%	-6.1%	24.3%	-5.7%	-9.6%	-11.8%	-8.7%
工業プロセス部門	934.5	640.8	746.6	734.3	781.9	784.2	765.0	797.3	777.6
対基準年比		-31.4%	-20.1%	-21.4%	-16.3%	-16.1%	-18.1%	-14.7%	-16.8%
合計	26,706.5	24,400.2	26,322.0	25,161.8	26,151.0	24,426.5	25,201.5	24,167.7	25,662.5
対基準年比		-8.6%	-1.4%	-5.8%	-2.1%	-8.5%	-5.6%	-9.5%	-3.9%

※合計値は四捨五入の関係で表の数値及び各欄の合計と必ずしも一致しない。

表 3-1-2 二酸化炭素の排出量

図 3-1-2 二酸化炭素の排出量の部門別構成比（2007年度速報値ベース）



出典：環境基本計画年次報告書（2009年版）

部門別でみた場合、二酸化炭素の排出量の増加率が高い部門は、民生部門（家庭系）、民生部門（業務系）であり、それぞれ基準年比で66.4%、52.2%の増加となっている。

ア 民生部門（家庭系）

民生部門（家庭系）における二酸化炭素の排出量の増加要因としては、人口及び世帯数が増加していること並びに一人あたり及び一世帯あたりの排出量が増加していることがあげられる。世帯構成別では、単身世帯の増加が顕著であることから、人口の増加率と比較して世帯数の増加率が高くなっている。また、民生部門（家庭系）における二酸化炭素排出量のエネルギー種別の構成比をみると、電力が最も高く、電力排出原単位の変動の影響を受けやすい。

イ 民生部門（業務系）

民生部門（業務系）における二酸化炭素の排出量の増加の要因としては、1990年から2000年までの間に、床面積あたりの排出量は、1割程度改善しているにもかかわらず、2007年の延床面積が基準年比で31.7%増加していることがあげられる。その中でも排出量が多い業種である事務所ビルの延べ床面積は、39.7%増加している。また、民生部門（家庭系）と同様に電気の使用に伴う二酸化炭素排出量の割合が高いため、電力排出原単位の変動の影響を受けやすい。

ウ 運輸部門

運輸部門における二酸化炭素の排出量は、基準年比で8.5%の増加となっているが、そのうち自家用乗用車は、45.0%の増加となっている。増加の要因としては、旅客自動車の走行量が、1990年から2000年までに増加しており、2000年以降は微減となっていることがあげられる。また、台キロあたりの排出量は、旅客、貨物ともに1990年から2000年までは増加し、2000年以降は減少しており、2007年については基準年と同程度となっている。

エ エネルギー転換部門

転換部門は、基準年比で33.8%の減少となっているが、全てが市内の火力発電所の所内消費であり、その稼動状況に左右され、2000年度以降減少してきたが、2007年度は、新規に発電所が運転開始したことにより排出量が増加している。

オ 産業部門

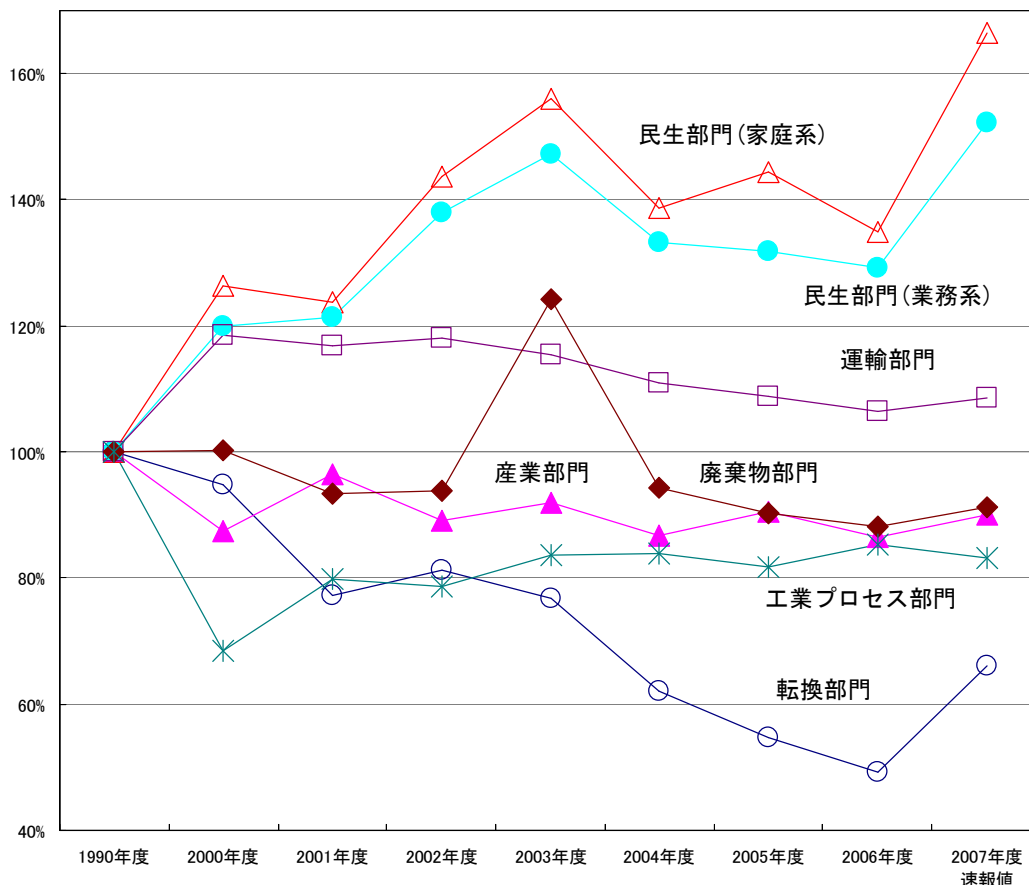
産業部門については、化学工業、石油製品製造、鉄鋼業などの素材系の業種が占める割合が、9割以上となっている。産業構造の転換による製造業の減少や省エネルギーの取組などにより、基準年比で9.9%の減少となっている。

カ 廃棄物部門

廃棄物部門は、基準年比で8.7%の削減となっているが、人口が増えているものの分別回収の拡充などにより一般廃棄物の焼却量は減少しており、一般廃棄物の焼却において廃プラスチック類等の焼却量の減少が寄与していると考えられる。また、産業廃棄物については、1990年度から2000年度までは排出量が増加しているが2000年度以降減少しており、2007年度の排出量は基準年と同程度となっている。

こうした部門別における二酸化炭素の排出量の特徴は表3-1-3のとおりまとめることができる。

図 3-1-3 部門別の二酸化炭素排出量の推移 (1990年度=100%)



※民生部門（家庭系）及び民生部門（業務系）において、2006年度と比較して2007年度の排出量が増加した原因としては、電気の供給1 kWhあたりの二酸化炭素の排出量を示した係数が原子力発電所の利用率の低下等により増加した影響が大きいと考えられる。

表 3-1-3 部門別における二酸化炭素の排出量の特徴

部門	特徴
転換部門	<ul style="list-style-type: none"> 全てが市内に立地する火力発電所の所内消費 発電所の立地や発電所の稼動状況の影響
産業部門	<ul style="list-style-type: none"> 全市の二酸化炭素の排出量の約8割 9割以上が製造業であり、化学工業、石油製品製造、鉄鋼業が大部分
民生部門（家庭系）	<ul style="list-style-type: none"> 人口及び世帯数の増加により排出量が増加 一人あたり及び一世帯あたりの排出量が増加 電力の排出原単位の変動の影響大
民生部門（業務系）	<ul style="list-style-type: none"> 延床面積の増加により、排出量が増加 特に事務所ビルや卸小売におけるエネルギー消費の増加が顕著
運輸部門	<ul style="list-style-type: none"> 1990年度から2000年度は自動車の走行量の増加に伴い排出量が増加 2000年度以降、減少傾向
廃棄物部門	<ul style="list-style-type: none"> 基準年と比較して、廃プラ類の焼却量が減少し、排出量が減少
工業プロセス部門	<ul style="list-style-type: none"> セメント及び鉄鋼の製造に伴う排出が大部分 基準年比でセメント及び鉄鋼の製造のいずれもが減少

2 将来推計

計画期間の最終年度である 2020 年度の温室効果ガスの排出量について、次のとおり将来推計を行った。

その基本的な考え方は、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル」（環境省）の現状趨勢の算定方法によっており、今後の追加的な対策を見込まないケースとして、エネルギー消費機器のストック効率が現状横ばいで、活動量のみが変化するとしている。推計の具体的な方法は、排出量を活動量と原単位に分解し、原則的に活動量は回帰推計などを用いて推計し、原単位は現状の値をそのまま使用するものである。ただし、回帰結果が有意でない場合など、活動量の推計が困難な場合については、部門独自の方式の考え方を採用した。また、二酸化炭素以外の温室効果ガスについては、活動量と原単位に分解するのではなく、単純に経年変化について回帰推計を行った。こうした各部門の考え方は、表 3-2-1 のとおり整理できる。

なお、京都議定書の約束期間に突入した 2008 年以降、低燃費車や省エネ製品の普及施策など、様々な取組が行われており、現状用いている 2007 年度を基本とした原単位については減少が見込まれること、さらに景気変動などにより、活動量についても 2008 年度以降大幅な減少が見込まれていることに留意し、今後、より実態に即した将来推計を行う必要がある。

【部門別における二酸化炭素の排出量の推計の基本的な考え方】

2020 年度の排出量	=	活動量	×	原単位
		(回帰推計を実施、結果が有意でない場合、部門別の方法を採用)		(現状の値を使用)

表 3-2-1 排出量の将来推計にあたっての各部門の考え方

部門	考え方
転換部門	・今後立地が見込まれる発電所の影響を考慮
産業部門	・素材系については、国の長期エネルギー需給見通しの生産量見通しの変化率を適用して活動量とし、長期エネルギー需給見通しに合わせ原単位は 2005 年実績を採用 ・素材系以外の生産量については横ばい
民生部門（家庭系）	・世帯数は川崎市の将来見通しを採用し、原単位として世帯あたりエネルギー消費量及び排出係数は 2007 年度実績を採用
民生部門（業務系）	・業種ごとに延床面積の回帰推計を実施、回帰式が棄却された場合は 2007 年度実績のままとし、有意な場合はこれを活動量とし、原単位は 2007 年度実績を採用
運輸部門	・自動車は旅客・貨物それぞれの走行量について回帰推計を実施し、これを採用し、原単位は 2007 年度実績を採用 ・鉄道は全国の旅客・貨物輸送量の回帰推計を行い、同じ変化率を適用し、原単位は 2007 年度実績を採用 ・船舶は川崎市の入港船舶総トン数の回帰推計を行い、これを採用し、原単位は 2007 年度実績を採用
廃棄物部門	・一般廃棄物の焼却量については、過去の人口当たり排出量の平均値を原単位とし、将来推計人口を乗じて推計 ・産業廃棄物については、全体の排出量について、製造業からのエネルギー起源二酸化炭素の排出量の変化率と同じ変化率を採用し、原単位は 2007 年度実績を採用
工業プロセス部門	・排出量について、業種ごとのエネルギー起源二酸化炭素の排出量の変化率と同じ変化率を採用し、原単位は 2007 年度実績を採用

推計結果によれば、2020 年度の温室効果ガスの排出量は、基準年比で 8.1%の減少、2007 年度比で 2.2%の増加となる。部門別の二酸化炭素の排出量については、基準年度比でみると、民生部門（家庭系）及び民生部門（業務系）の増加が著しく、2007 年度比でみると、転換部門の増加が顕著となっている。転換部門は発電所の増設によるもので、2007 年度の 1.5 倍近い排出が見込まれている。民生部門（家庭系）は 2007 年度と比較して 12.1%の増加となる。二酸化炭素の排出量の大半を占める産業部門は、基準年度比では 9.5%減少だが、2007 年度からは 0.5%増とほぼ横ばいとなっている。

表 3-2-2 温室効果ガスの排出量の推計（千 tCO₂）（現状趨勢ケースの推計）

	基準年度	2000 年度	2005 年度	2007 年度	2020 年度		
						基準年度比	2007 年度比
二酸化炭素	26,707	24,400	25,201	25,663	26,216	-1.8%	2.2%
メタン	13	13	17	20	26	104.7%	34.0%
一酸化二窒素	78	93	92	99	108	39.0%	9.6%
ハイドロフルオロカーボン類	255	84	181	80	80	-68.9%	0.0%
パーフルオロカーボン類	167	519	361	370	370	122.1%	0.0%
六ふっ化硫黄	2,004	645	72	44	44	-97.8%	0.0%
排出量計	29,223	25,755	25,924	26,275	26,844	-8.1%	2.2%
人口（人）	1,173,603	1,249,905	1,327,011	1,369,443	1,459,981	24.4%	6.6%

※排出量の実績部分については、薄い網掛け部分で示している。

※2020 年度の購入電力の排出原単位は 2007 年度実績で横ばいとした。

表 3-2-3 二酸化炭素の排出量の推計（千 tCO₂）（現状趨勢ケースの推計）

	基準年度	2000 年度	2005 年度	2007 年度	2020 年度		
						基準年度比	2007 年度比
転換部門	438	415	239	290	421	-3.9%	45.2%
産業部門	21,615	18,902	19,562	19,480	19,569	-9.5%	0.5%
民生部門（家庭系）	1,108	1,400	1,600	1,844	2,067	86.6%	12.1%
民生部門（業務系）	1,147	1,375	1,510	1,745	1,818	58.6%	4.2%
運輸部門	1,095	1,296	1,190	1,189	1,230	12.4%	3.5%
廃棄物部門	370	371	334	338	346	-6.4%	2.4%
工業プロセス部門	934	641	765	778	764	-18.3%	-1.8%
排出量計	26,707	24,400	25,201	25,663	26,216	-1.8%	2.2%

※排出量の実績部分については、薄い網掛け部分で示している。

※2020 年度の購入電力の排出原単位は 2007 年度実績で横ばいとした。

第4章 地球温暖化対策の目標等

1 地球温暖化対策の目標

(1) 基本理念

環境と経済の調和と好循環を基調とした持続可能な低炭素社会を構築し、良好な環境を将来の世代に引き継ぐ

本計画の基本理念については、地球温暖化を防止し、気候変動のもたらす危機を回避するという長期的な視点を踏まえ、「川崎の環境力^{*1}」を最大限に活用しながら温室効果ガスの排出量の削減を図るために、環境と経済の調和と好循環を基調とした持続可能な低炭素社会を構築し、良好な環境を将来の世代に引き継ぐこととする。

(2) 削減目標

IPCC の第4次評価報告書では、世界平均気温の工業化以降からの上昇を 2.0 度～2.4 度に抑えるには、2050 年における二酸化炭素排出量を 2000 年比で、50%から 85%削減する必要があるとしている。

2009 年 9 月 22 日にニューヨークで開催された国連気候変動首脳会合において、鳩山首相は、「IPCC における議論を踏まえ、先進国は、率先して排出削減に努める必要がある」とした上で、国の中期目標として「全ての主要国による公平かつ実効性のある国際的枠組み構築や意欲的な目標の合意を前提に、1990 年比で 2020 年までに 25%削減する」ことを表明している。

2009 年 12 月にコペンハーゲンで開催された国連気候変動枠組条約第 15 回締約国会議(COP15)では、「コペンハーゲン合意」について、「条約締約国会議として同合意に留意する」ことが決定されるにとどまり、法的拘束力のある目標は、今後の国際交渉に委ねられることとなった。

こうした状況下ではあるが、川崎市域の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に実施するうえでの方向性を示す 2020 年までの中期目標については、世界の平均気温上昇の抑制に貢献し、地球全体での温暖化対策に貢献するという視点を踏まえ、「1990 年比で 2020 年までに 25%削減する」という国の中期目標を基本として設定していく必要がある。

なお、今後、素材系の温室効果ガスの排出量が大部分を占める産業構造や、人口増加の状況など、川崎市の特殊性を踏まえながら、国の中期目標に関して国内対策の内訳などが示された時点で、川崎市の状況に当てはめ、国内削減分（真水部分）などとの調整を行う必要がある。

(3) 基本方針

基本理念を踏まえ、次の6つの基本方針を掲げる。

①効果的に温室効果ガスの排出量の削減が誘導される社会・経済システムを構築すること

環境に配慮したライフスタイルや環境に配慮した事業活動が経済的なメリットとなり、効果的な温室効果ガスの排出量の削減が誘導される社会・経済システムを構築する。

②再生可能エネルギー源、未利用エネルギーなど、地域に存在するエネルギー資源を有効かつ効率的に利用すること

太陽光、太陽熱といった再生可能エネルギー源、さらには、臨海部を中心に存在している未利用エネルギーなど、地域におけるエネルギーの有効利用を推進する。

③事業者、市民、市がそれぞれの役割に応じて削減すること

温室効果ガスについては、事業者、市民、市のそれぞれから排出されるものであることから、それぞれの役割と責任に応じて削減する。市は、事業者及び市民の温室効果ガスの排出量の削減のために必要な措置を講じる。

④協働の取組を推進すること

地球温暖化対策には、より多くの事業者、市民との協働した取組が重要であり、事業者、市民が地球温暖化対策に対してお互いの理解に努め、具体的な行動につながるような情報や場の提供を行う。

⑤地球全体での温室効果ガスの排出量の削減に貢献すること

市内には、公害問題を契機として培われてきた高度な環境技術、人材、ノウハウなどが蓄積されている。海外への技術移転や海外からの訪問者の受入を行うことで事業者、市民の地球温暖化対策への「自信と誇り」を醸成し、地球全体での温室効果ガスの排出量の削減に貢献する。

⑥ヒートアイランド対策に資すること

緑化の推進や省エネルギー対策など地球温暖化対策と密接に関連するヒートアイランド対策についても併せて検討し、相乗的な効果を発揮させるものとする。

※1 川崎の環境力とは・・・

市内の事業者や行政に蓄積されている高度な環境技術、人材、ノウハウといった資源の活用や、高い環境意識を持った市民の方々の地域での活動展開など、全市を挙げて地球温暖化対策に取り組む川崎のパワー。

2 長期的に目指すべき低炭素社会のイメージ

川崎市が、長期的に目指す低炭素社会のイメージは次のとおりである。

○都市の将来イメージ

- ・建築物や都市機能において省エネルギーや創エネルギー^{※2}が基本となっており、低炭素都市のモデルとなっている。
- ・公共交通機関の利用を基本とした交通ネットワークが充実するとともに、電気自動車などの次世代自動車を中心となっている。
- ・効率的な物流が構築され、鉄道や船舶へのモーダルシフトや次世代貨物自動車などの普及により低炭素化が進んでいる。
- ・一定程度のエネルギーの地産地消が実現するとともに、電力の系統連携の高度化が進んでいる。
- ・緑の保全及び緑化の推進などにより、ヒートアイランド現象が緩和するとともに、緑の空間が都市の憩いの場として機能している。
- ・臨海部工業地域は、資源・エネルギー循環・エネルギー高効率型のエココンビナートとして世界のモデル工業地域となっている。

○市民生活の将来イメージ

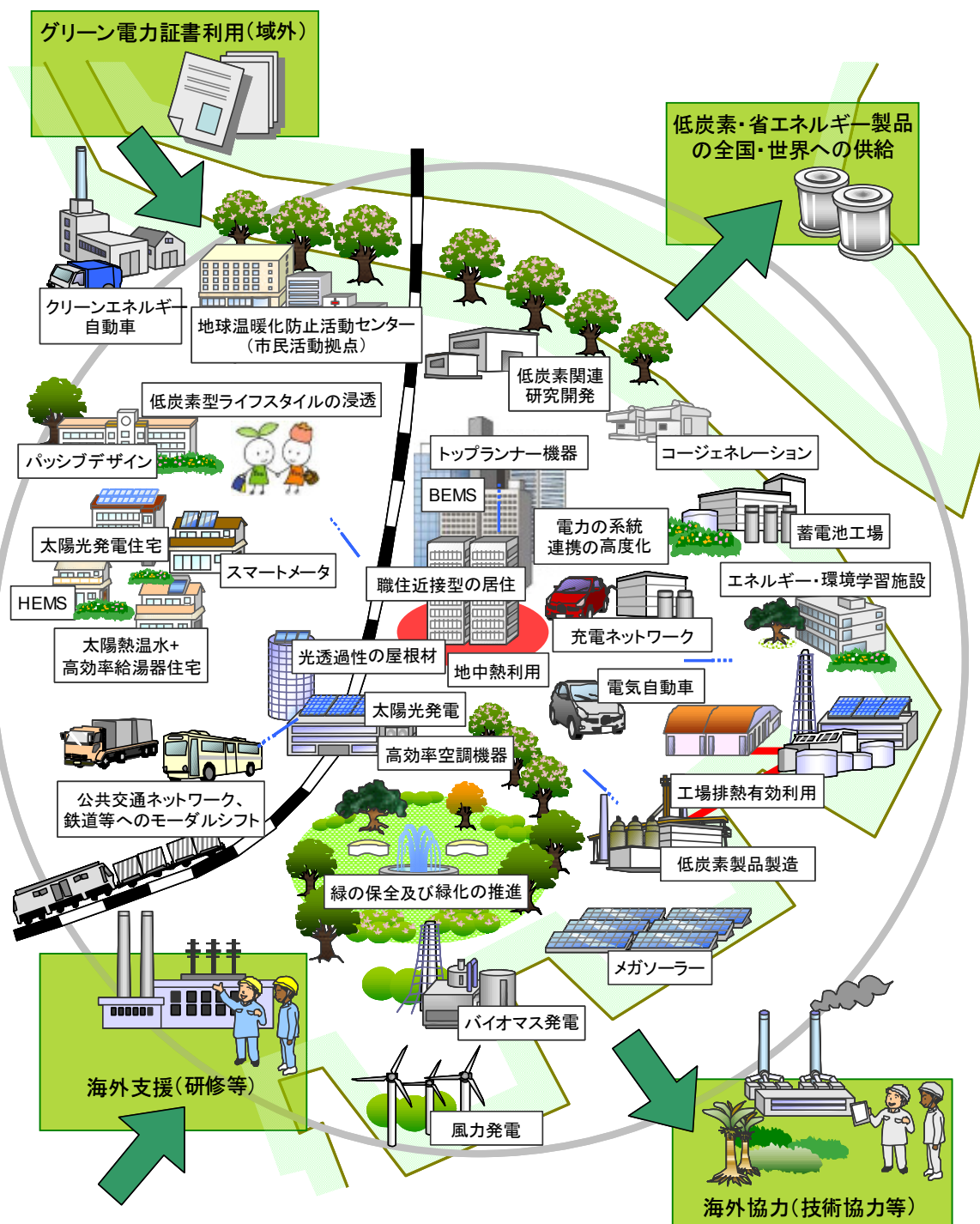
- ・生活の様々な場面でITを活用した「見える化」が進み、温室効果ガスの排出量など、環境への影響を実感できる。
- ・環境に配慮したライフスタイルを支援できる社会・経済システムが構築されている。
- ・家族構成、住宅の種類などを考慮した「賢い」エネルギーの活用（用途を考慮した電気・ガスなどのエネルギーの選択、省エネルギー、創エネルギー）が、実践されている。
- ・交通手段への環境配慮（公共交通機関の利用、低燃費・低排出ガス車への買換え、エコドライブやアイドリングストップの実施）が市民の生活に浸透している。
- ・資源の有効活用（不要なものは買わない、ごみの分別、マイバックの持参等）や、ごみの発生抑制・ゼロエミッションに向けた取組が進み、環境にやさしい循環型社会が営まれている。
- ・環境教育が充実し、地球温暖化対策などの環境意識が浸透している。
- ・結果として、日常生活において環境に配慮したライフスタイルが定着している。

○事業活動の将来イメージ

- ・事業活動の低炭素化を促す仕組みが社会・経済システムの中にビルトインされており、省エネルギーの推進や、再生可能エネルギー源などの利用が進んでいる。
- ・革新的な環境技術を利用した低炭素関連産業の集積が形成され、市の活力源となっている。
- ・低炭素関連技術の研究・開発が活発であり、イノベーションの中心となっている。
- ・低炭素関連の製品・サービスの国内外への提供や、海外協力（海外からの研修生受入、技

術協力等) を行うことで、世界の低炭素社会構築にも貢献している。

図 4-3-1 目指すべき低炭素社会のイメージ



※パッシブデザイン：太陽光や風を建物内に取り込むデザイン

※BEMS：ビルエネルギーマネジメントシステム

※HEMS：ホームエネルギーマネジメントシステム

※スマートメータ：デジタル式の電気・ガスメータ

※2 創エネルギーとは・・・

再生可能エネルギー源などを利用して、家庭・事業所などで電気・熱などを創ること

第5章 施策と重点プロジェクトの方向性

1 基本計画の施策体系について

図 5-1-1 は、これまで示した基本計画の基本理念、削減目標及び基本方針とともに、基本施策、施策課題を示したものである。

『「環境」と「経済」の調和と好循環を基調とした持続可能な低炭素社会を構築し、良好な環境を将来の世代に引き継ぐ』という基本理念、川崎市の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に実施する上での方向性を示す削減目標及び6つの基本方針に沿って、11の基本施策、さらにこれに基づく37の施策課題を掲げる。

基本施策は、地球温暖化対策推進条例第6条第2項第3号に規定する施策であり、地球温暖化対策推進法第20条の3第3項に定められた①自然エネルギー導入の促進、②地域の事業者、住民による省エネルギーその他の排出抑制の推進、③公共交通機関、緑地その他の地域環境の整備・改善、④循環型社会の形成などとともに、環境技術による国際貢献、ヒートアイランド対策の推進など川崎市の独自の施策を位置づける。また、同条例第6項第2項第3号に基づき、基本計画において、各基本施策の基本的方向を定める。

また、施策課題は、基本施策の基本的方向に基づく取組（事務事業）の柱を示したものである。

この基本施策及び施策課題について、実施計画において、具体的な事務事業等を位置づけ、これに基づく取組を推進することにより、地球温暖化対策を推進する。

地球温暖化対策推進法による地方公共団体実行計画の必須事項と関連する施策との関係

法改正により定める事が必要となった事項		関係する施策
一	太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項	再生可能エネルギー源等の利用
二	その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う行動の促進に関する事項	事業活動における温室効果ガスの排出量の削減 市民生活における温室効果ガスの排出量の削減 開発事業及び建築物における地球温暖化対策 環境教育及び環境学習の推進
三	公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項	交通における地球温暖化対策 緑の保全及び緑化の推進 その他のまちづくりにおける地球温暖化対策
四	その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項	循環型社会の形成の推進

※基本計画では、「自然エネルギー」については、地球温暖化対策推進条例の規定を踏まえ、「再生可能エネルギー源」としている。

図 5-1-1 基本計画の施策体系



2 施策別の現状と取組の方向性

(1) 事業活動における温室効果ガスの排出量の削減の推進

ア 現状・課題

(7) 産業部門・転換部門・工業プロセス部門

- 産業部門及び業務部門の二酸化炭素の排出量については、前者は 2007 年度で 1990 年度比 9.9%の減少となっている一方、後者については 52.2%の増加となっている。(図 5-2-1-1、表 3-1-2)
- 産業部門の二酸化炭素の排出量の 9 割以上を占める素材系の業種(化学工業、石油製品・石炭製品製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業)については、1990 年比で製造品出荷額が増加しているにもかかわらず、二酸化炭素の排出量は横ばいであることから、省エネルギーの取組や優れた環境技術の導入により出荷額当たり排出量の削減が進められているものと思われる。
- 産業部門で減少している要因としては、素材系以外の業種の 2007 年の製造品出荷額は、1990 年比で大幅に減少するなど、産業構造の転換が進み、研究開発型へとシフトしていることも挙げられる。
- また、産業部門については、全体の二酸化炭素の排出量の 75.9%を占めている(図 5-2-1-2)。
- 転換部門及び工業プロセス部門の二酸化炭素の排出量については、全体に占める割合は、それぞれ 1.1%、3.0%となっている。ともに 1990 年度比では減少している。(表 3-1-2)
- 二酸化炭素以外の温室効果ガスについては、ハイドロフルオロカーボン類及び六ふっ化硫黄は減少しているものの、メタン、一酸化二窒素及びパーフルオロカーボン類は増加している。(表 3-1-1)
- こうした中で、エネルギー使用量の削減を図っていくとともに、川崎の特徴である省エネルギーの取組や環境技術といった「川崎の環境力」を活用していく必要がある。

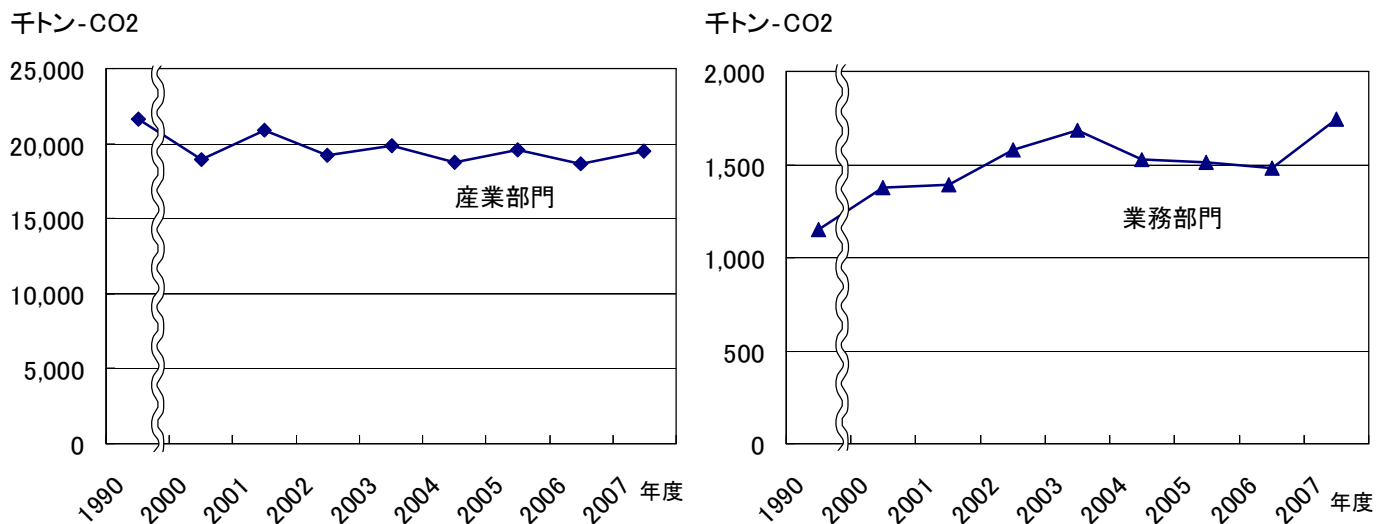
(4) 民生部門(業務系)

- 民生部門(業務系)で増加している要因としては、2007 年の床面積が 1990 年比で 31.7%増加していることが大きい。特に事務所ビルについては、39.7%の増加となっている。(図 5-2-1-3)
- 1990 年から 2000 年までの間に、床面積あたりの排出量は、1 割程度改善している。
- 民生部門(業務系)における二酸化炭素排出量の燃料種別の構成は、電力の使用によるものが最も多いため、電気事業者による電力排出原単位の変動の影響を受けやすい。

(ウ) 川崎の環境力

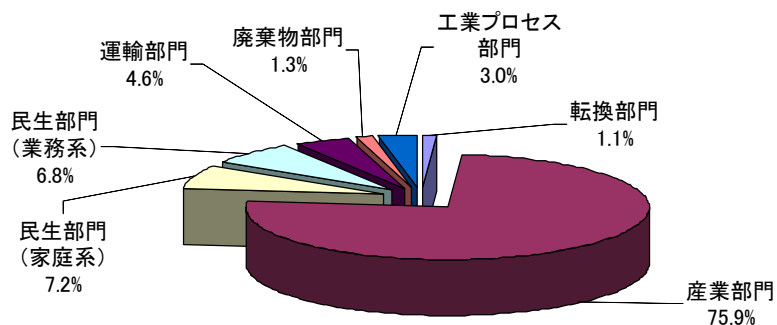
- 本市には、公害問題を契機として、培われてきた国内外の範となるような高度な環境技術、人材、ノウハウが蓄積されている。こうした環境技術等を活かして地球規模での温室効果ガス削減に取り組んでいる。
- 地域の環境問題を解決していくためには現状に関する基礎的な調査研究が不可欠であり、その結果を施策・事業にフィードバックし、計画的科学的に環境施策を推進する必要がある。

図 5-2-1-1 産業部門・業務部門の二酸化炭素の排出量の推移



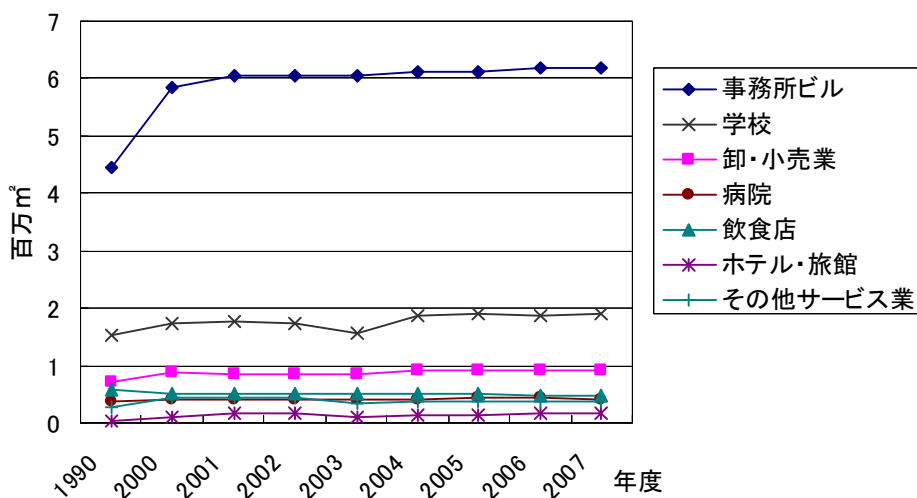
(出典：川崎市資料)

図 5-2-1-3 二酸化炭素の排出量の部門別構成比 (2007 年度速報値ベース)



(出典：川崎市資料)

図 5-2-1-3 民生部門 (業務系) における業種別床面積の推移



(出典：川崎市資料)

イ これまでの主な取組等

(ア) エネルギーの使用量の削減

- 大規模事業者における省エネルギー、エネルギー有効活用の促進
- 中小規模事業者に対する省エネルギー診断の実施によるエネルギー有効利用の促進

(イ) 川崎の環境力の活用

- 臨海部において、異なる分野の企業間の連携による廃棄物や副生成物を原料として有効利用する資源循環型生産活動への転換の推進
- 臨海部において、環境及びエネルギー分野における先端産業の創出と集積の促進
- CO₂削減川崎モデルの構築及びその具体化した低CO₂川崎パイロットブランドの運用

(ウ) 川崎の環境力の発信

- 環境技術情報を収集・分析・体系化し、発信する機能を有する「環境技術情報センター」を設置するとともに、「環境総合研究所」の整備に向けた整備計画の検討
- 川崎の有する優れた環境技術情報の収集・発信及び国内外の環境関連機関と連携した研究開発の推進

ウ 基本的方向

(ア) エネルギーの使用量の削減

- 事業活動に係る温室効果ガスの排出量の削減を促すとともに、効率的なエネルギーの使用を促す。

(イ) 川崎の環境力の活用

- 資源循環型生産活動への転換を促す。
- 未利用エネルギーの有効利用や再生可能エネルギー源の利用を促進する。

(ウ) 川崎の環境力の発信

- 川崎の有する優れた環境技術情報の収集・発信及び環境技術開発・研究を推進する。

エ 取組の方向性

(ア) エネルギーの使用量の削減

- 大規模事業者の温室効果ガスの排出量の削減を促す。
 - ・事業活動地球温暖化対策計画書・報告書制度（未利用エネルギーの活用、高効率機器の導入の促進など）の運用 など
- 中小規模事業者の温室効果ガスの排出量の削減の取組を促す仕組みづくりを進める。
 - ・中小規模事業者を対象とした省エネルギー診断の継続
 - ・中小規模事業者への再生可能エネルギー源・省エネルギー機器導入の支援 など

(イ) 川崎の環境力の活用

- 省CO₂、省資源化などに資する新技術の開発やエコビジネスの創出を促す。
 - ・低CO₂川崎ブランドの推進
 - ・環境技術研究開発の推進 など
- 未利用エネルギーの有効利用など資源循環型生産活動への転換をさらに促す。
 - ・発電所の蒸気を周辺の工場に供給するなど、未利用エネルギーの有効活用の支援 など
- 多様なエネルギーを有効に活用するための仕組みづくりを進める（地域特性とエネルギーの特性を踏まえた施策の推進等）。

- ・エコタウン事業の推進 など

(ウ) 川崎の環境力の発信__科学的環境施策の推進

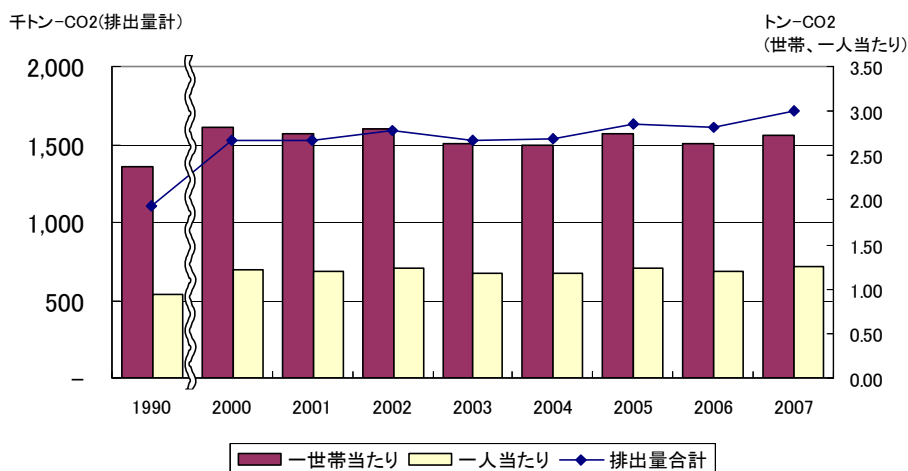
- 市内に蓄積された優れた環境技術情報を収集・分析・体系化し、国内外に発信するとともに、地球温暖化対策に関する研究を進める。
 - ・環境総合研究所の整備 など
- 市内のフィールドを活かした環境技術開発・研究を推進し、環境産業の振興を図る。
 - ・環境総合研究所の整備 など

(2) 市民生活における温室効果ガスの排出量の削減の推進

ア 現状・課題

- 家庭部門からの二酸化炭素の排出量については、2007年度には1990年度比で66.4%の増加とその幅は部門別で最も大きくなっている。また、家庭部門の二酸化炭素の排出量については、電力排出原単位によって大きな影響を受けるが、これを1990年度で固定した場合にあっても54.7%の増加となっている。(図5-2-2-1、表3-1-2)
- この要因として、大きく①人口の大幅な増加、②一世帯当たりや一人当たりの二酸化炭素の排出量の増加が挙げられる。
- 人口の大幅な増加については、図5-2-2-2に示したとおり、大都市の中で最も大きい伸びを示しており、2007年の人口は1990年比で16.7%の増加となっている。
- 一世帯当たりの二酸化炭素の排出量については、世帯人員が減少する中であっても、2007年度には15.1%(1990年度比、電力排出原単位固定)の増加となっており、世帯あたりの家電の普及率の増加やその大型化などにより、世帯あたりのエネルギー使用量が増加していることが伺われる。なお、2000年度以降は世帯あたりの二酸化炭素排出量はほぼ横ばいとなっている。(図5-2-2-1)
- また、一人当たりの二酸化炭素の排出量については、2007年度には、32.5%増(1990年度比、電力排出原単位固定)となっており、核家族化が進み、世帯人員が減少する中であっても、基礎的なエネルギーの消費は必要であることから、世帯当たりの増加率を超えて、増えているものと思われる。なお、2000年度以降は一人当たりの二酸化炭素排出量はほぼ横ばいとなっている。(図5-2-2-1)
- 一方で、かわさき地球温暖化対策推進協議会を中心とした市民活動は、1店1エコ運動、エコ調査隊などの取組が環境大臣表彰を受けるなど、「川崎の環境力」として評価されている。
- 140万の人口を抱える大都市にとって、市民一人ひとりに働きかけていくには課題もあるが、市民意識の高揚を図り、来るべき低炭素社会における家庭生活のあり方を自ら考え、実行するよう様々な情報や仕組みを提供していくことで、エネルギー使用量の削減を促していく必要がある。

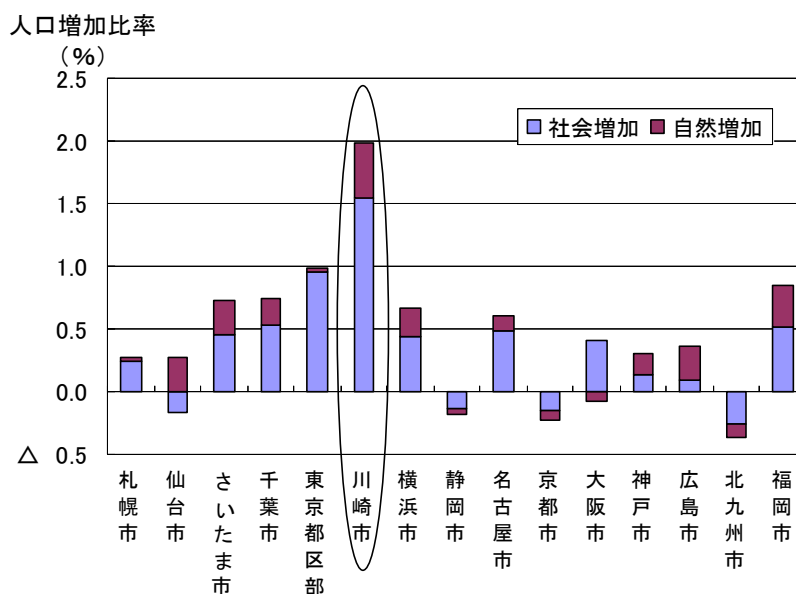
図 5-2-2-1 家庭部門の二酸化炭素の排出量の推移



(※電力については、排出原単位を1990年で固定)

(出典：川崎市資料)

図 5-2-2-2 人口増加比率 (2007年)



(出典：大都市比較統計年表)

イ これまでの主な取組等

- かわさき地球温暖化対策推進協議会（市民部会）を中心とした実践活動
- ストップ温暖化展など事業者・市民・行政が連携した環境イベントの実施
- 事業者、市民団体、市がレジ袋削減に向けて連携した取組を実施（協定締結等）

ウ 基本的方向

- 日常生活における温室効果ガスの排出量等の「見える化」を進め、生活の様々な場面において地球温暖化対策の効果が実感できる仕組みづくりを目指す。
- 日常生活において、環境配慮型ライフスタイルを支援できる仕組みづくりを目指す。
- 事業者と市民の協働を進展させ、低CO₂川崎ブランドやカーボンフットプリントなどの制度を活用し低炭素ものづくりが市場で評価される仕組みづくりを目指す。

エ 取組の方向性

- 各区において区民、町内会、学校、区役所等が協働し、地域の特性を活かした地球温暖化対策を推進する。
 - ・かわさき地球温暖化対策推進協議会による活動
 - ・区役所を市民協働の拠点とした地球温暖化対策に係る区民活動の推進
 - ・市民協働の拠点としてこども文化センターなどの活用の検討 など
- 事業者や市民との協働により、3Rを基調とした取組をより一層推進し、資源消費の抑制を促す。
 - ・かわさき生ごみリサイクルプランの一層の推進による生ごみの減量・リサイクルの推進
 - ・ミックスペーパーやその他プラスチック製容器包装の分別収集の実施 など
- 低CO₂川崎ブランドなど環境負荷の少ない製品等の購入を促す。
 - ・低CO₂川崎ブランドの推進 など
- 地域地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員の活動等により、環境家計簿や節電・節水の実践など地域における活動支援・普及啓発を行い、市民が環境配慮型ライフスタイルへの転換に取り組む仕組みづくりを進める。
 - ・地域地球温暖化防止活動推進センターの支援体制の充実
 - ・地球温暖化防止活動推進員の育成・支援 など

(3) 再生可能エネルギー等の利用

ア 現状・課題

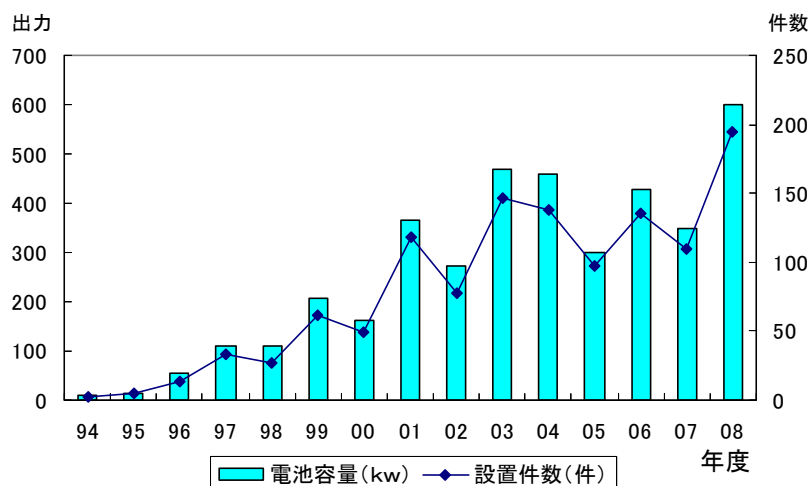
- 温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギー源の利用は、地球温暖化対策の推進に大きく貢献するとともに、再生可能エネルギー源は地域に存在し、地産地消のエネルギーといった特性を有していることが、世界中で改めてその重要性が認識されている。
- いわゆるグリーンニューディール政策における代表的な技術として、産業政策の面からも積極的な取組が始まっており、今後、世界的な規模での飛躍的な拡大が見込まれる。
- しかしながら、現状での市域内への普及は十分には進んでおらず、特に工場や業務ビルなどでは普及が進んでいない。
- また、住宅においても、戸建住宅と比較し、マンションなどの集合住宅では普及が進んでいないのが現状である。
- 国では太陽光発電について 2008 年度後半の住宅用太陽光発電の補助制度の復活、2009 年 11 月からの新たな電力買取制度の実施など様々な施策を導入し、飛躍的な導入に向けた取組制度の運用を開始した。
- 一方で、太陽熱利用や風力発電など他の再生可能エネルギー源の普及は進んでいない。

(ア) 再生可能エネルギーの導入状況

a 住宅用太陽光発電設備設置補助事業

- ・2006 年度より補助事業開始
- ・2006～2008 年度の 3 年間で 440 件の補助を実施（2009 年度 600 件）

図 5-2-3-1 住宅用太陽光発電設備導入推移



(出典：川崎市資料)

b 導入状況

- ・ 公共施設 23 施設 (発電出力 1kW 以上) (2008 年度末時点) 218kW
- ・ 住宅 1210 件 (2008 年度末時点) 3910kW

表 5-2-3-1 大規模再生可能エネルギー設置状況及び計画 (100kW 以上)

名称		発電量
太陽光発電	川崎大規模太陽光発電所※	20,000kW
	東京急行電鉄(株)元住吉駅	140kW
	(株)日放電子	100kW
	マックスバリュ津田山店	100kW
その他	大型風力発電※	1,980kW
	廃棄物発電	16,500kW
	バイオマス発電※	33,000kW

※発電量は計画における予定値 (2009 年 10 月時点)

(出典：川崎市資料)

c グリーン電力の活用

- ・ 川崎市役所本庁舎等で使用する電力の一部とイベントにおける電力について、グリーン電力証書を活用し、電力のカーボンオフセットに取り組んでいる。

表 5-2-3-2 2008 年度のグリーン電力使用実績

用途	購入量
本庁舎の使用電力の 5%相当	428,000kWh
4 つのイベント	9,000kWh

(出典：川崎市資料)

イ これまでの主な取組等

- 2006年度から住宅用太陽光発電設備設置への補助を開始し、2009年度には制度の拡充を図り助成基数を大幅に増加
- 2011年の事業開始に向け、臨海部で民間事業者と共同で大規模太陽光発電所（メガソーラー）の設置計画を推進
- 臨海部事業者による大型風力発電、バイオマス発電などの取組
- 地中熱利用空調システムなどの共同研究の推進

ウ 基本的方向

〔目標：太陽エネルギー（太陽光・熱）量を2020年度までに30倍にする（2005年度比）〕

- エネルギーの地域全体での有効かつ効率的な利用を促す。
- 再生可能エネルギー源や地域の未利用エネルギー資源の利用を促す。
- 低炭素エネルギー産業との共生を促す。

エ 取組の方向性

- 設置補助、融資及び自然エネルギー利用の検討の義務付けなど、太陽エネルギーを中心とする再生可能エネルギー源の利用が普及するための仕組みづくりを進める。
 - ・太陽光発電、太陽熱、ソーラーシステムの利用を促進する（仮称）ソーラーシティプロジェクトの推進
 - ・住宅用太陽光発電設備設置補助の充実
 - ・大規模建築物における自然エネルギー利用の検討の義務付け
 - ・市内中小規模建築関連事業者への再生可能エネルギー源を含むエネルギー関連情報の提供
 - ・公共施設（市立小中学校、区役所、駅前広場等）における率先導入 など
- 多様なエネルギーを有効に活用するための仕組みづくりを進める（地域特性とエネルギーの特性を踏まえた施策の推進等）。
 - ・中小企業等の事業所への再生可能エネルギー源の導入支援
 - ・開発事業地球温暖化対策計画書の活用
 - ・工場廃熱や地中熱などの利用拡大
 - ・地域の特性を踏まえた風力発電、バイオマスの導入 など
- 協働によるエネルギー有効活用を促す（エネルギー有効活用のための市民参加と協働の促進等）。
 - ・市民共同発電所設置の促進
 - ・川崎市新エネルギー振興協会等と市民との連携による普及啓発活動 など
- 電力の二酸化炭素排出原単位は、二酸化炭素の排出削減のために重要であることから、市民、事業者が電力システムに関心を持つように、情報の発信と様々な施策に協力できる仕組みづくりを進める。
 - ・スマートグリッド、高効率発電システム、蓄電システム等の啓発・支援
 - ・太陽光発電と蓄電池を組み合わせた公共施設におけるモデル事業の実施など
- エネルギーの大量需要地域である特性を踏まえ「需要プル」型施策を推進し、日本全体での再生可能エネルギー源の拡大を促す。
 - ・グリーン電力証書の活用 など
- 市内の優れた省エネ・創エネ施設が、広く市民や国内外に知られることで、さらなる最

先端の省エネ・創エネ技術の導入を促す。

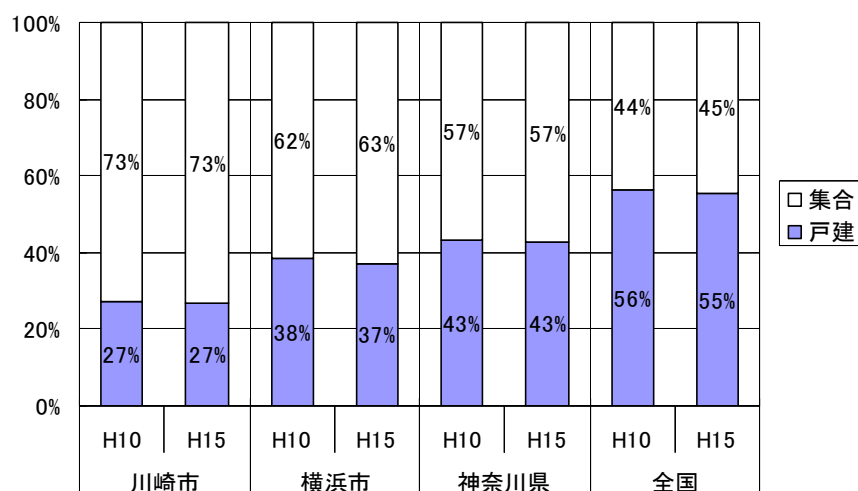
- ・次世代エネルギーパークの整備（省エネ・創エネ施設連携支援） など
- 臨海部の低炭素ものづくりが広く市民、特に子ども達に伝わることで、市民に「自信と誇り」が醸成され、新たな環境産業が創出される。
- ・大規模太陽光発電所に係る普及啓発施設によるエネルギー教育の推進
- ・学校教育におけるエネルギー教育の推進 など
- 市内のフィールドを活かした環境技術開発・研究を推進し、環境産業の振興を図る。
- ・環境総合研究所設置 など

（４） 低炭素都市づくりの推進

ア 現状・課題

- 住宅・建築物を利用することによる二酸化炭素の排出量は全体の約 3 分の 1 を占めるとされ、その削減が重要となっている。
- 川崎市の一般住宅の構造を見ると、戸建比率が非常に小さく、共同住宅が多いことから、そのエネルギーの効率が高いものと思われる（図 5-2-4-1）。

図 5-2-4-1 住宅構造（戸建・集合）の比較（戸数ベース）



出典：住宅土地統計調査

- また、川崎市では、2006年10月から、建築物環境配慮制度を導入し、分譲共同住宅については性能表示を義務付け、共同住宅の7割程度で高効率の給湯器の導入が行われるなど、省エネルギー、地球温暖化対策にも寄与していると考えられる。
- 一方、エネルギーの効率的な利用を考えていく上では、建築物単体と併せて、面的な利用を促していく必要がある。
- さらに、川崎市では、依然として建築物の床面積の増加が続いており、開発事業や建築物の新築等については、供用後、長期にわたる使用となることから、温室効果ガスの排出の抑制に配慮した事業や建築が行われる必要がある。

表 5-2-4-1 建築物環境計画書公表件数

年度	届出件数	公表済件数		
		A (大変良い)	B+ (良い)	B- (やや劣る)
2006	38	18	18	2
2007	47	23	22	2
2008	40	7	29	0
計	125	38	69	4

※ 公表件数には、2009年5月末時点の審査中物件等は含まない。

出典：環境基本計画年次報告書（2009年版）



イ これまでの主な取組等

- 川崎市環境影響評価制度において、2000年12月に地球環境の保全の見地から配慮を要する項目（環境配慮項目：地球温暖化及びエネルギー）を設けるとともに、2007年4月からは、予測・評価項目に温室効果ガスを加え、配慮を推進
- 建築物に係る環境への負荷の低減を図るため、建築物環境配慮制度を創設し、その評価の中の重点項目として地球温暖化対策を位置づけ

ウ 基本的方向

- 高いエネルギー効率を有する建築物の新築等を誘導する。
- エネルギーの面的な利用などを促す。
- 個別建築物の地球温暖化対策に加え、地区内の建築物間での連携等による地球温暖化対策を促す。

エ 取組の方向性

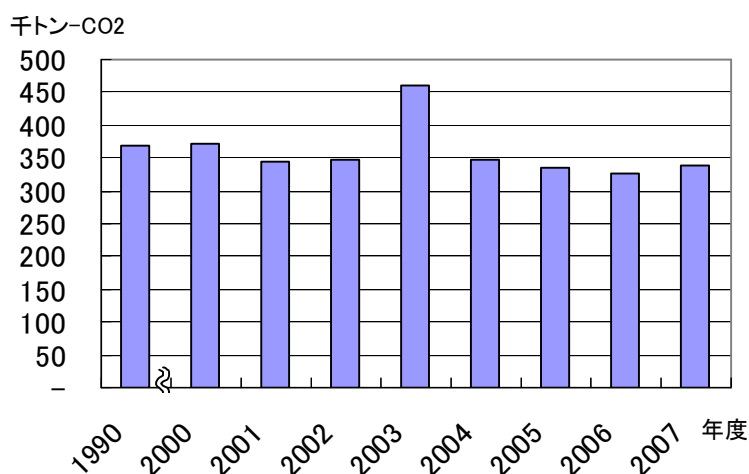
- 大規模な開発事業に対する地球温暖化対策への配慮を促す。
 - ・ 開発事業地球温暖化対策計画書の活用
 - ・ 環境影響評価制度の活用 など
- 再生可能エネルギー源の利用の検討の義務付けにより、太陽光発電などの導入を促す。
 - ・ 開発事業地球温暖化対策計画書の活用
 - ・ 大規模建築物における自然エネルギーの利用検討の義務付け
- 地球環境にやさしい建築物や地区の普及促進を図る。
 - ・ 建築物環境配慮制度活用
 - ・ 開発事業地球温暖化対策計画書の活用
 - ・ 環境影響評価制度の活用
 - ・ 改正エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）の適切な運用 など
- エネルギー効率のより良い建築物が誘導される仕組みづくりを進める。
 - ・ 建築物環境配慮制度の活用
 - ・ 住宅展示場等における高断熱・高気密、再生可能エネルギー等の普及
- 多様なエネルギーを有効に活用するための仕組みづくりを進める（地域特性とエネルギーの特性を踏まえた施策の推進等）。
 - ・ 工場廃熱や地中熱の利用拡大 など

(5) 循環型社会の形成の推進

ア 現状・課題

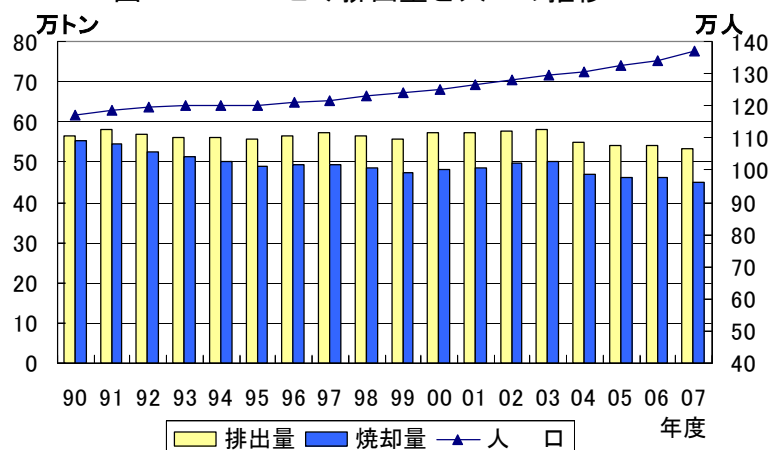
- 廃棄物部門における 2007 年度の二酸化炭素の排出量については、338,100 トンとなっており、1990 年比で 8.7%の削減となっている。これは、人口が増加している中であっても、一般廃棄物の焼却量が減少し、これに伴う廃プラスチック類等の焼却量の減少によると考えられる。(表 3-1-2) (図 5-2-5-2)
- また、2007 年度の川崎市の一般廃棄物の焼却等や一般廃棄物の収集・運搬車両における燃料の使用等に伴う温室効果ガスの排出量は、二酸化炭素の量に換算して 167,255 トンとなっている(川崎市一般廃棄物処理基本計画)。
- これまでも、ペットボトルの分別収集や、廃棄物の鉄道輸送を実施するとともに、ごみの焼却によって発生する熱エネルギーについては、熱回収や蒸気供給等に活用してきた。
- 今後、廃棄物の焼却に伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るためにも、その他プラスチック製容器包装等の分別を行い、リサイクルを推進していくことが求められる。

図 5-2-5-1 廃棄物部門の二酸化炭素の排出量の推移



(出典：川崎市資料)

図 5-2-5-2 ごみ排出量と人口の推移



(出典：川崎市一般廃棄物処理基本計画)

イ これまでの主な取組等

- 家庭系一般廃棄物におけるペットボトルの分別収集
- ミックスペーパーの分別収集のモデル実施
- かわさき生ごみリサイクルプランの推進による生ごみの減量・リサイクルの推進
- 事業者、市民団体、市がレジ袋削減に向けて連携した取組を実施（協定締結等）
- 廃棄物の焼却に伴う熱の回収

ウ 基本的方向

〔目標：2013年度の一般廃棄物分野における温室効果ガスを35%削減する（2007年度比）（川崎市一般廃棄物処理基本計画）〕

- 市民・事業者の3R（リデュース（発生・排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））推進の意識をさらに高め、循環型社会の形成を目指す。
- 廃棄物処理に際して排出される温室効果ガスの排出量の削減を目指す。

エ 取組の方向性

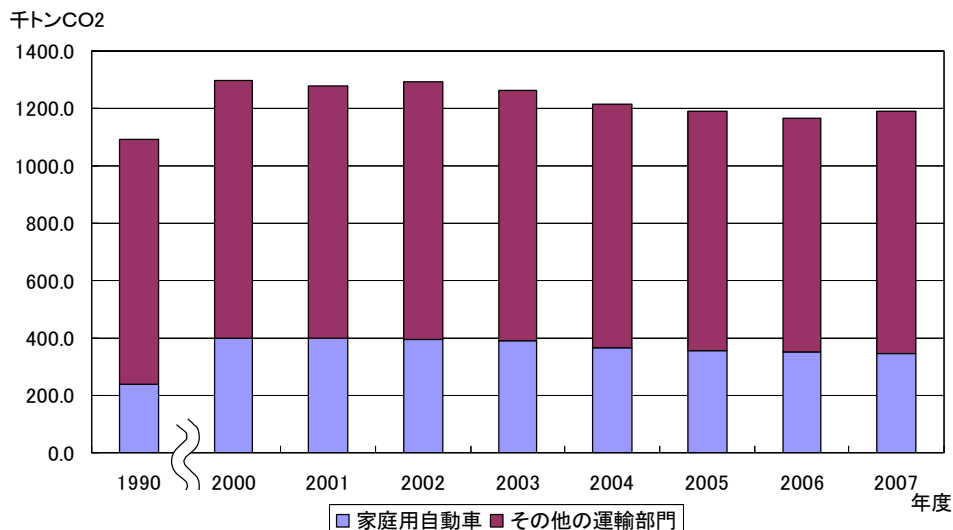
- 事業者や市民との協働により、3Rを基調とした取組を一層推進し、資源消費の抑制を促す。
 - ・かわさき生ごみリサイクルプランの一層の推進による生ごみの減量・リサイクルの推進
 - ・ミックスペーパーやその他プラスチック製容器包装等の分別収集の実施 など
- 廃棄物を適正に処理することで、環境負荷の低減を図り、循環型社会の形成を推進する。
 - ・仮称リサイクルパークあさおの整備 など
- 廃棄物の輸送・焼却段階等での温室効果ガス排出量の削減や、ごみ発電事業を推進する。
 - ・廃棄物の鉄道輸送の推進
 - ・仮称リサイクルパークあさおごみ焼却処理施設への高効率な熱回収設備の導入 など

（6） 交通における地球温暖化対策の推進

ア 現状・課題

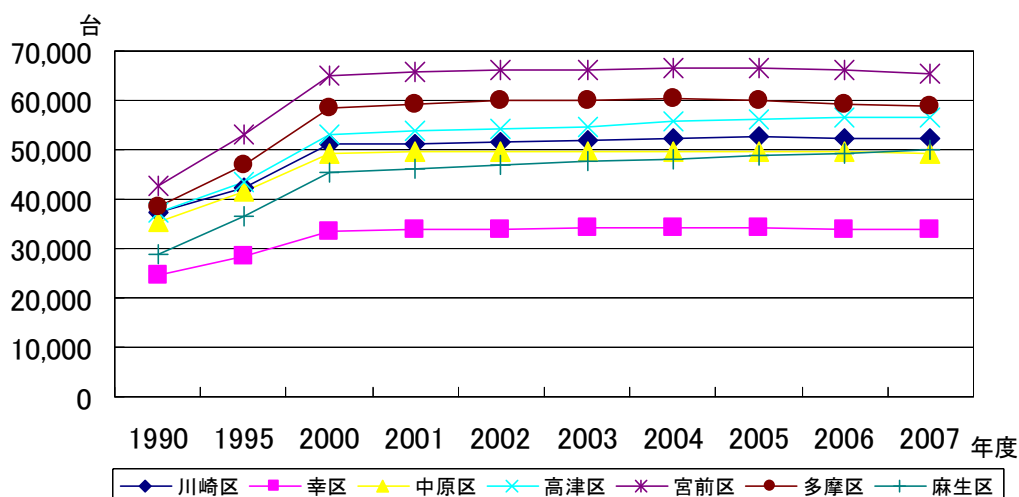
- 運輸部門の二酸化炭素の排出量は、2000年度まで大きく増加し、それ以降減少しているが、1990年度比で見た場合、2007年の排出量は8.5%の増加となっている。
- 運輸部門における二酸化炭素の排出量のうち、自動車の排出量が占める割合は、約70%となっている。
- 自家用自動車の二酸化炭素の排出量については、近年、若干の減少傾向となっているが、1990年度比で見た場合、45%の増加となっている。（表3-1-2）
- ハイブリット自動車に代表される低燃費車の導入が促進され、本格的な電気自動車の導入が開始されているが、さらに導入を促す必要がある。

図 5-2-6-1 運輸部門の二酸化炭素の排出量の推移



(出典：川崎市資料)

図 5-2-6-2 区別の自動車保有台数 (自家用自動車+軽自動車)



(出典：市町村別自動車保有車両数、川崎市統計書)

イ これまでの主な取組等

- エコドライブ講習会の開催等によるエコドライブの普及促進
- 電気自動車など、温室効果ガスの排出量のより少ない自動車購入への経済的支援の実施
- 駅前広場の改良などの公共交通機関の利便性の向上
- 道路のボトルネックの解消などによる平均交通速度の改善

ウ 基本的方向

- 低燃費・低公害自動車の利用や電気自動車などのインフラ整備を進める。
- エコドライブの実践やエコ燃料の使用を促す。
- 道路ネットワークを整備し、円滑な運行による温室効果ガスの排出の抑制を目指す。
- 公共交通機関に依拠した交通ネットワークを構築し、自家用車に依存しない社会を目指す。
- まちづくり施策との連携を図り取組を進める。

エ 取組の方向性

- 環境負荷の軽減や高齢社会への対応などを目的に、都市交通体系の計画策定を進める。
 - ・総合都市交通計画の策定 など
- 公共交通機関の魅力を高め、便利なまちづくりを進める。
 - ・川崎駅周辺総合整備による利便性の向上
 - ・自転車通行帯の整備 など
- 自動車の単体対策やエコ燃料の使用を促す。
 - ・電気自動車導入に対する助成 など
- 地球にやさしい自動車の利用を促す。
 - ・エコドライブ講習会の開催
 - ・かわさきエコドライブ宣言の登録の推進 など
- 道路ネットワークの整備を進める。
 - ・都市計画道路等の整備 など
- 大規模事業者の配慮を促す。
 - ・事業活動地球温暖化対策計画書・報告書の導入 など
- 大規模な荷主の取組を促す。
 - ・エコ運搬制度の導入 など

(7) 環境教育・環境学習の推進

ア 現状・課題

- 地球温暖化対策を効率的、効果的に進めるためには、事業者、市民、市などの様々な主体が自発的・積極的に行動していくことが重要である。
- これまで、「川崎市環境教育・学習基本方針」に基づき、環境教育・環境学習の機会の提供、地域環境リーダー等の人材育成などの取組を推進してきた。
- より多くの人に地球温暖化対策の実践を促すためには、家庭、学校、職場など様々な場において環境教育・環境学習を推進し、地球温暖化対策に対する関心や理解を深め、各主体の行動に結び付けていく必要がある。
- また、資源は有限なものであり、エコロジカルフットプリント（資源消費量と自然の生産力を比較したもの）の考え方についての認識を共有していくことも重要である。

表 5-2-7-1 2008 年度における環境教育・環境学習の実施状況

環境教育・学習の分類		事業の例	事業数
1. 一般市民・事業者等への学習機会の提供	(1) 講座・講習会(募集型)	エコ学習、エコドライブ講習会等	12
	(2) 講座・講習会(講師派遣型)	エコ・クッキング、下水道出張講座等	4
	(3) 普及啓発・イベントの開催	水辺の楽校、緑のカーテン大作戦等	15
2. 学校等教育機関での環境教育・学習の充実	(1) 学校等における環境教育・学習機会の充実	子ども体験教室、浄水場施設見学等	5
	(2) 学習教材の作成	環境副読本、幼児環境教育プログラム等	6
3. 一般市民活動支援	(1) 人材育成支援	地域環境リーダー育成講座等	4
	(2) 活動資金等支援	住宅用太陽光発電設備設置補助金等	4
	(3) 活動拠点・啓発施設の運営等	生活環境学習室等	4
4. その他		地球温暖化対策推進協議会等	3

(出典：川崎市資料)

イ これまでの主な取組等

- 公害研究所等の関連施設や教材等の活用、子どもに対する環境教育、体験学習、自然資源を活用した学習など、様々な環境教育・環境学習を展開
- 各区における区民、町内会、学校、区役所等が協働し、情報提供・啓発イベントの開催等を通じて、地域の特性を活かした環境教育・環境学習を展開
- かわさき地球温暖化対策推進協議会（市民部会）による「夏休みエコライフチャレンジ」や「家族みんなでCO₂削減チャレンジ」などの活動、また出前授業等を通じた環境教育・学習を展開
- 地域環境の向上等に顕著な功績のあった個人または団体への環境功労者表彰の実施

ウ 基本的方向

- 事業者、市民に、地球環境に配慮した考え方や行動の定着を促す。
- 地域や職場で環境学習活動等を率先して行う人材を育成し、その活動を支える場や機会を提供する。
- 環境問題の科学的な理解を促す。

エ 取組の方向性

- 学校、地域等における環境教育・環境学習を進める（事業者、市民との連携、学校教材の充実等）。
 - ・学習教材や副読本等を活用した環境学習の推進 など
- 環境学習活動等を率先して行う人材育成を進める（人材育成講習、市民団体との交流、職員研修等）。
 - ・地球温暖化防止活動推進員、地域環境リーダー、緑化推進リーダー等の人材育成 など
- 環境教育・環境学習拠点を充実させる（区役所等の地域拠点との連携等）。
 - ・大規模太陽光発電所に係る普及啓発施設の設置
 - ・環境総合研究所の整備 など
- 地域地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員等による、幅広い情報提供・啓発活動等を進める。

(8) 緑の保全及び緑化の推進

ア 現状・課題

- 市域の多くが市街化区域となっており、土地需要が旺盛であり、開発事業や相続対策などに伴う土地利用転換により、樹林地や農地は減少傾向となっている。
- 緑の保全や緑化の推進は、地球温暖化対策等（二酸化炭素吸収源）の観点から期待されている。
- 都市におけるヒートアイランド対策の一環として、緑地の確保や水辺環境を保全していくことが重要となっている。

表 5-2-8-1 公園緑地面積及び市民一人当たりの公園緑地面積の推移

(単位：h a)

種別・年度		00	04	05	06	07
全公園緑地	総面積	568.97	622.74	634.79	653.56	658.72
	公園緑地の目標	1000				
	一人当たり面積(m ²)	4.54	4.76	4.80	4.86	4.81
都市公園	総面積	452.88	488.50	492.00	496.68	498.74
	一人当たり面積(m ²)	3.61	3.74	3.72	3.69	3.64

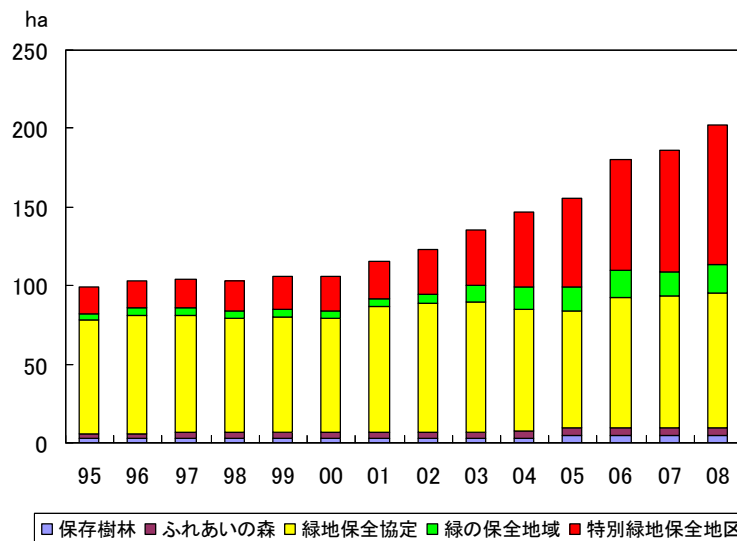
※全公園緑地には、都市公園のほか市営公園を含んでいる。

(出典：川崎市資料)

イ これまでの主な取組等

- 緑地や農地保全などにより、公園緑地や緑化地などの緑のインフラとして 1,620ha (2006年度) を保全・創出
- 屋上緑化や緑の活動団体への助成
- 市民緑化運動の推進、緑化に係る啓発
- 緑化推進重点地区の整備

図 5-2-8-1 保全されている樹林地の面積



(出典：川崎市資料)

ウ 基本的方向

[目標：2017 年度までに行政が主体的に取り組む緑のインフラの保全と創出として 1820ha を目指す] (川崎市緑の基本計画)

- 樹林地等における緑の保全と育成を進める。
- 公共空間や都市拠点における緑化を進め、民有地の緑化を促す。

エ 取組の方向性

- 緑地、農地の保全を進める。

- ・特別緑地保全地区の指定拡大 など
- 緑化の推進。
 - ・公共施設などにおける緑化の推進
 - ・緑化推進重点地区における公園緑地や街路樹の整備の推進 など
- 市民、事業者等の多様な主体との協働による緑の保全・創出・育成の取組を広げていく。
 - ・緑化推進重点地区候補地における事業者、市民との協働による計画の策定 など
- 公園緑地の整備の推進
 - ・大規模公園緑地の整備推進 など
- 多摩川プランの推進等による水辺空間の利用を進める。
 - ・多摩川プランの推進
 - ・多自然化型の河川整備 など

(9) ヒートアイランド対策の推進

ア 現状・課題

- 川崎市の気温の経年変化を見ると、気温の上昇が伺える。過去 20 年の年間平均気温（9 か所の観測地点の平均値）は、約 0.05℃/年程度、夏季（7 月～9 月）の日最高気温は 0.07℃/年程度上昇している。（図 5-2-9-1）
- また、真夏日（日最高気温が 30℃以上の日）、熱帯夜（夜間の最低気温が 25℃以上の日）は大きく増加し、猛暑日（日最高気温が 35℃以上の日）も増加傾向にある。（図 5-2-9-2）

図 5-2-9-1 川崎市の夏季気温（日最高気温）

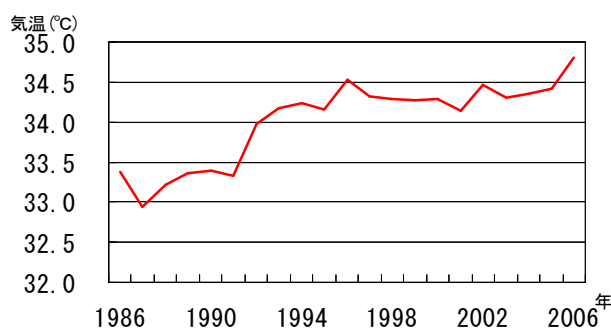
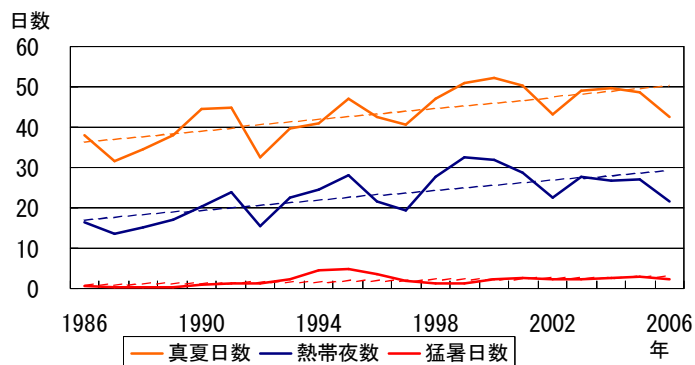


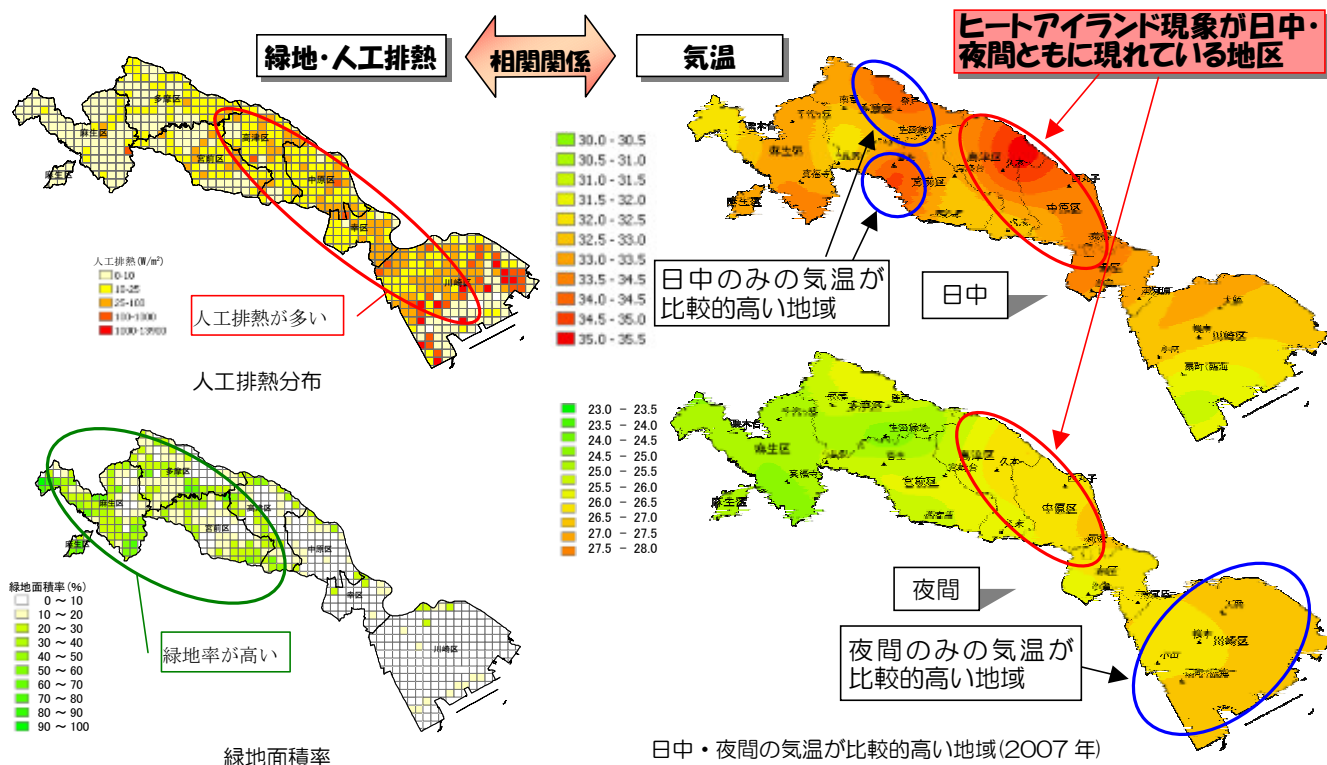
図 5-2-9-2 真夏日、猛暑日、熱帯夜の変化



（出典：川崎市資料）

- 夏季気温の上昇や熱帯夜の増加から川崎市においても、ほぼ全域においてヒートアイランド現象が発生している。（図 5-2-9-3）
- 地域により発生状況は異なるが、特に幸区、中原区、高津区では、日中、夜間ともに発生している。

図 5-2-9-3 日中と夜間の気温の分布と要因関係



(出典：川崎市資料)

イ これまでの主な取組等

- 緑地の保全及び緑化の推進
- 保水性舗装等の効果観測などの実施、導入方針の検討
- 多摩川プランに則った親水空間の整備

ウ 基本的方向

- ヒートアイランド現象を緩和し、市民の快適な生活の確保を目指す。

エ 取組の方向性

- 水面や緑地の確保により、蒸発散による気温緩和効果や植樹による日射の遮蔽効果を促進する。
 - ・ 緑の保全及び緑化の推進
 - ・ 都市水路の整備、維持、創設 など
- 住宅やオフィス、工場、自動車等からの排熱の削減を目指す。
 - ・ 自動車、交通流対策
 - ・ 再生可能エネルギー源の導入の推進 など
- 地表面や建物壁面への温まりにくい素材の使用や植樹等による日射の遮蔽により顕熱の発生削減を目指す。
 - ・ 壁面、屋上緑化の促進
 - ・ 街路樹緑化の推進 など
- ヒートアイランドに関する調査研究を継続する。

(10) 環境技術による国際貢献の推進

ア 現状・課題

- 環境問題に国境はなく、地球全体での環境改善は喫緊の課題であり、特に、近年工業化の著しいアジア諸国において環境配慮への取組が促進されることが望まれている。そのためには、臨海部立地企業が長年取り組んできた公害対策や、資源循環・省エネルギーの環境技術移転及び市内研究開発機関の先端技術による国際貢献の推進が必要となっている。
- 地球温暖化対策などの問題は、グローバルな視点でとらえる必要がある一方で、各主体の社会的に責任ある行動（SR）と連携した地域の取組が必要である。
- 地域の環境問題を解決していくためには現状に関する実践的な調査研究が不可欠であり、その結果を施策・事業にフィードバックし、計画的・科学的に環境施策を推進する必要がある。

川崎国際環境技術展の様子



イ これまでの主な取組等

- 「アジア・太平洋エコビジネスフォーラム」をはじめ、「UNEPエコタウンプロジェクト」など、国連環境計画（UNEP）と連携した取組を推進
- 環境技術の海外移転を促進するため、「川崎国際環境技術展」を開催するなど、市内の優れた環境技術を活かした国際貢献を推進
- 環境技術研修生の受入れや、海外からの視察者を積極的に受け入れるなど国際交流を推進
- 友好都市である中国瀋陽市と「循環経済発展協力協定」を締結し、国、国際機関等と連携して、瀋陽市の循環経済の発展に協力
- 人権、労働、環境、腐敗防止の4分野を支持し、実践する「国連グローバル・コンパクト」に参加し、市内展開である「かわさきコンパクト」を推進
- 環境技術情報を収集・分析・体系化し、発信する機能を有する「環境技術情報センター」を設置するとともに、「環境総合研究所」の整備に向けた整備計画の検討
- CO₂削減川崎モデルの構築及びその具体化した低CO₂川崎パイロットブランドの運用

ウ 基本的方向

- 川崎で作られた製品・技術や蓄積されたノウハウが市域外で活用され、地球全体での温室効果ガス削減への寄与を目指す。
- 川崎市に蓄積された優れた環境技術、人材、ノウハウ等を活用して、低炭素関連産業を集積して市の活力源とするとともに、地球全体での温室効果ガス量の削減への貢献を目指す。

エ 取組の方向性

- 国連環境計画（UNEP）との連携を強化し、アジアを中心とした途上国に、公害克服に向けて取り組む過程で培った経験と環境技術をより一層広める。
 - ・各参加者ニーズを踏まえたテーマや、参加都市の拡大など、アジア・太平洋エコビジネスフォーラムの拡充
 - ・参加都市の拡大やプロジェクトの内容充実など、UNEPエコタウンプロジェクトの拡充など
- 国、国立環境研究所等の研究機関、JICA等の国際機関との連携を強化する。
 - ・日中政府間で締結した川崎市と瀋陽市の協力に関する覚書に基づき、環境施策・制度と環境技術を併せて提供
 - ・JICA事業を活用するとともに、JICAの環境研修メニューに川崎市の取組を組み込む
 - ・国立環境研究所と締結した連携協力に関する基本協定に基づき、国際環境施策・環境技術ネットワークを展開 など
- 海外からの研修者や視察者の受入れをより一層充実する。
 - ・具体的な環境技術の移転に向け、ニーズを踏まえ、環境施策・制度と環境技術をパッケージ化した、効果的な研修プログラムを提供
 - ・視察者との接点をより一層重要視し、リピーター化するよう、次回を見据えた視察プログラムを提供 など
- 各主体の社会的責任を醸成し、地域貢献活動を促す。
 - ・「かわさきコンパクト」参加企業・団体の拡大
 - ・参加企業・団体間の情報交換の活性化や、協働した取組の促進など、「かわさきコンパクト」の活動を活発化 など
- 低CO₂川崎ブランドをはじめ市内に蓄積された優れた環境技術情報を収集・分析・体系化し、国内外に発信する。
 - ・環境総合研究所の整備 など
- 市内のフィールドを活かした環境技術開発・研究を推進し、環境産業の振興を図る。
 - ・環境総合研究所の整備 など
- 企業の国際展開の促進と海外への技術移転を図る。

(11) 市役所の率先取組の推進

ア 現状・課題

- 2008年度の市役所から排出される温室効果ガスは、2006年度比で、7.9%増加となっており、廃棄物焼却において、ごみに含まれる廃プラスチックの量の増加により24.6%、エコオフィス対象（主に庁内）において、主に電力使用量の増加により3.3%増加となっている。（表5-2-11-1）
- 一方で、下水処理においては、下水汚泥の高温焼却処理により11.5%、病院においては、笑気ガスの使用量の減少により83.9%、温室効果ガスの排出量を削減している。
- また、本庁舎や区役所において太陽光発電によるグリーン電力を購入し、カーボンオフセットの取組を行っている。

- 市役所は、業務部門では、市内最大規模の排出事業者であり、事業者、市民に率先して温室効果ガスの排出量の削減に取り組む必要がある。

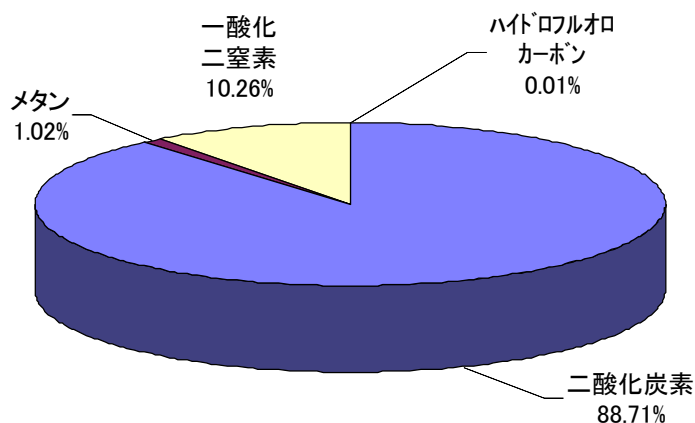
表 5-2-11-1 要因別温室効果ガスの排出量の推移

単位 (t-CO₂/年)

項目	廃棄物 焼却	下水 処理	病院 (N ₂ O)	市立 学校等	エコオフィス 対象	計
2006 年度	143,679	91,295	930	17,436	109,138	362,478
2007 年度	151,324	95,917	167	17,386	107,192	371,987
2008 年度	178,991	80,814	150	18,462	112,745	391,161
2006 年比	35,312	-10,481	-780	1,026	3,606	28,683
2006 年比 削減率	24.6%	-11.5%	-83.9%	5.9%	3.3%	7.9%

(出典：川崎市資料)

図 5-2-11-1 ガス種別排出量の割合 (2008 年度)



(出典：川崎市資料)

イ これまでの主な取組等

- 川崎市役所環境管理システム (エコオフィス計画) による環境負荷低減活動
- 下水処理における下水汚泥の高温焼却処理や病院における笑気ガスの使用量の減少による温室効果ガスの排出量の削減の取組
- グリーン購入推進方針による環境に配慮した物品の購入の推進
- 環境配慮契約推進方針の策定
- 本庁舎及び区役所の使用電力の一部におけるグリーン電力証書を購入による、カーボンオフセットの取組

ウ 基本的方向

[目標：2020 年度の市役所から排出される温室効果ガスを 2008 年度比で、2 割削減する]

- 市民や事業者に率先して、市役所 (庁内) の地球温暖化対策の取組を進める。
- 市民や事業者が率先して、市民館・学校や下水処理施設等の公共施設における地球温暖

化対策の取組を進める。

エ 取組の方向性

- 公共施設における温室効果ガス排出量を削減する。
 - ・庁内の省エネルギーの取組の推進（照明管理、エレベーターの運転管理、冷暖房の適温設定など）
 - ・再生可能エネルギー源導入検討マニュアルの整備
 - ・本庁舎、区役所のほか、関連イベントにおける使用電力のグリーン電力証書の積極的な購入による、カーボンオフセットの取組の推進 など
- 地球にやさしい公用車の利用を進める。
 - ・公用車におけるエコドライブの推進
 - ・ハイブリッド車、電気自動車などの導入 など
- 廃棄物処理における温室効果ガスの排出量を削減する。
 - ・ミックスペーパーやその他プラスチック製容器包装等の分別収集の実施 など
- 公共施設の緑化を進める。
 - ・公共施設の屋上緑化・壁面緑化の推進 など
- 市役所の率先取組を進める。
 - ・環境総合研究所の整備など本市の事業について、低炭素化に資するリーディング事業として実施し、民間の取組を牽引 など

3 実施計画の期間ごとの取組の方向性

目標年次である 2020 年度までの期間を実施計画の期間にあわせて 3 分割し、期間ごとの取組の方向性を記述する。

実施計画第 1 期間 2011 年度から 2013 年度

全市の温室効果ガスの排出量及び二酸化炭素の排出量については、既にピークアウトしているが、その削減を加速させる。

部門別の取組として、産業部門については、事業活動地球温暖化対策計画書・報告書制度を活用しながら、引き続き省エネルギー対策などを促進するとともに、さらに低炭素製品を評価する取組を進める。民生(業務)部門については、二酸化炭素の排出量の増加傾向に歯止めをかける。また、民生(家庭)部門については、省エネルギー製品や電気自動車・ハイブリッド車などの普及、新築住宅のエネルギー配慮(断熱、創エネルギーなど)、既築住宅・マンション・事務所での太陽エネルギーの利用が進んでいることを踏まえながら、特に全住民を対象として実施されるミックスペーパー(2010 年度全市実施)やその他プラスチック製容器包装の分別収集(2013 年全市実施)を契機として、市民一人ひとりの環境意識の高揚を図り、一人当たり排出原単位(電力排出原単位固定ケース)のピークアウトを目指す。あわせて、地域地球温暖化防止活動推進センターを拠点としながら地球温暖化防止活動推進員とともに、協働の取組を推進し、家庭部門における削減の相乗効果を図る。

再生可能エネルギー源の導入については、学校など公共施設への設置、大規模太陽光発電所設置（2011年）や次世代エネルギーパークに登録することなどを契機としながら、再生可能エネルギー源の導入を加速させる。

大規模太陽光発電所に係る普及啓発施設、整備を進める環境総合研究所を活用し、川崎市内の優れた環境関連施設と川崎が保有する優れた環境技術情報の収集・発信を行うとともに、国内外の環境関連機関と連携した研究開発を行い、地球全体での温室効果ガスの排出量の削減に取り組む。

第1期間について、基本計画の目標の達成状況を把握し、実施計画の第2期間に反映させる。なお、国などの動向を踏まえてながら、基本計画の部分改定も視野に入れる必要がある。

実施計画第2期間 2014年度から2016年度

川崎市の人口増加は依然として続くと考えられるが、その伸び率は鈍化していくことが予想されていることから、家庭部門の二酸化炭素の排出量の増加傾向に歯止めをかける。また産業部門では、新たな技術開発を促すとともに、民生（業務）部門では、再生可能エネルギー源の導入を促す。

基本計画策定から、5年が経過していることに鑑み、国内外の情勢、基本計画の目標の進捗状況を踏まえ、基本計画の見直しについて検討する。

実施計画第3期間 2017年度から2020年度

第2期間までの進捗状況等を踏まえて改定した実施計画に沿って、基本計画の目標の達成に向けた取組を推進していく。また、国内外の情勢や基本計画の進捗状況等を踏まえて、基本計画の改定を行う。

図 5-3-1 期間ごとの各部門の取組

	2011年度		2020年度
	第1期間	第2期間	第3期間
全般	基本計画の 部分改定検討	基本計画の 見直し検討	基本計画の 改定
産業部門	○省エネルギー対策の促進 ・計画書制度の活用 ・中小規模事業者を対象とした省エネ診断 ・環境技術開発の促進		
転換部門			
工業プロセス部門	○低炭素製品を評価する取組の推進 ・低CO2川崎ブランドの推進		
	○地球全体での温室効果ガス 排出量の削減 ・環境総合研究所の整備	活用	
民生部門（業務系）	○二酸化炭素排出量の増加 傾向に歯止めをかける ・計画書制度の活用 ・中小規模事業者を対象とした省エネ診断 ・再生可能エネルギー源の利用		
		利用促進	
民生部門（家庭系）	○一人当たり排出原単位の ピークアウトを目指す ・再生可能エネルギー源の利用促進 ・環境意識の高揚を図る ・地域センター等との協働の取組の推進	○二酸化炭素排出量の 増加傾向に歯止めをかける	
		利用拡大	
廃棄物部門	○3Rを基調とした取組の一層の推進 ・ミックスペーパーの 分別収集の全市実施 ・その他プラスチックの 分別収集のモデル実施	全市実施	
運輸部門	○電気自動車等の普及 ・電気自動車導入促進		

4 重点プロジェクトの方向性

(1) 重点プロジェクトの目的

本計画の目指す「環境と経済の調和と好循環を基調とした持続可能な低炭素社会を構築し、良好な環境を将来の世代に引き継ぐ」にあたっては、一定期間に重点的に経営資源を投入し、推進することで、飛躍的な拡大を先導していく必要がある分野もある。

このため、各期間において取り組む内容のうち、特に重点的に取り組むことによって、大きな施策成果の達成や課題の解決を目指していくとともに、事業者や市民を先導していくような施策を「重点プロジェクト」として位置づける。

(2) 重点プロジェクト選定の考え方

ア 課題の重要性

温室効果ガスの排出量の削減に直接又は間接につながる重要な事業であること。

イ 手法・発想の戦略性

新たな手法や発想の転換によって、大きな温室効果ガスの排出量の削減を達成できる事業であること。

ウ 取組の重点性（取組の適時性）

技術動向や、国内外の取組動向に鑑み、計画期間内において、特に重点的に取り組むことで地球温暖化対策に大きく貢献できる事業であること。

(3) 重点プロジェクトの運営

ア 担当部署の明確化

プロジェクトに位置づけられた事業の担当部署を明確にする。

イ 活動量の設定

プロジェクトに位置づけられた事業の定量的・定性的な活動量の目標を定める。

図 5-3-1 基本計画と実施計画の関係イメージ



第6章 推進体制及び進行管理

1 推進体制

基本計画に基づき、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進していくためには、事業者、市民、市の各主体が、それぞれ積極的に地球温暖化対策に取り組むとともに、各主体が協働して取組を推進していく必要がある。さらに、地球温暖化対策は、地球全体で対応すべき課題であることから、国際的な連携体制を構築していくことも求められる。

このため、地域地球温暖化防止活動推進センター（以下「地域センター」という。）、地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）、かわさき地球温暖化対策推進協議会（以下「協議会」という。）、川崎温暖化対策推進会議（以下「CC川崎エコ会議」という。）を通じて、各主体が協働した取組を推進する。

また、川崎市温暖化対策庁内推進本部（以下「庁内推進本部」という。）により、地球温暖化対策について、市自らが率先した取組を行うとともに、地球温暖化対策に係る庁内調整等を行う。

さらに、国連環境計画（UNEP）と連携した取組などにより、地球全体での対策に貢献する。

こうした体制を有機的に連携させることにより、総合的な推進を図る。

(1) 地域住民等との連携体制

ア 地域地球温暖化防止活動推進センター

地球温暖化対策推進法第24条の規定により、市長が指定する地域センターは、市内の地球温暖化防止活動に係る実践活動支援、普及啓発、相談助言、情報提供等を行うとともに、事業者、市民、市、推進員、協議会等のほか、全国地球温暖化防止活動推進センターとも連携しながら、地域における地球温暖化対策の取組を支援・促進する。

また、市は、地域センターと連携し、地球温暖化防止に向けた普及啓発等の取組を推進するとともに、地球温暖化対策推進条例第32条に基づき、事業者、市民の積極的な取組を促進する役割を果たすことができるよう、必要に応じて地域センターを支援する。

具体的には、地域センターには、専任スタッフによる地球温暖化対策等に関する相談対応や情報収集・発信、推進員への研修、地球温暖化対策に係る普及啓発キャンペーンを実施するほか、地域における実践活動を支援する。さらに、中小事業者向けの省エネセミナーの開催のほか、地球温暖化対策の自主事業にも取り組んでいくことが期待される。

イ 地球温暖化防止活動推進員

地球温暖化対策推進法第23条の規定により市長が委嘱する推進員は、事業者、市民、市、協議会と連携・協働しながら、地球温暖化対策の実践活動や普及啓発を推進するものであり、地

球温暖化対策推進条例第 31 条に基づき、市は、地域における地球温暖化対策を推進できるよう、必要に応じて支援する。

また、推進員には地球温暖化防止活動の地域リーダーとして、活動に対する熱意に加え、高い見識やリーダーシップが求められることから、地域センターが行う研修を通じて能力向上を図り、地域における実践活動の組織化や活動支援をリードしていくことが期待される。

ウ かわさき地球温暖化対策推進協議会

かわさき地球温暖化対策推進協議会は、地球温暖化対策推進法第 26 条に規定された地球温暖化対策地域推進協議会に位置付けられており、事業者、市民、市の各主体が自らの責任と役割に応じ、共通の理解と認識のもとに、温室効果ガスの排出抑制等に関し必要な措置を協議するものである。

協議会は、4 つの部会（市民、事業者、学校、行政）により構成され、地域推進計画の推進組織として、各部会が連携し、出前講座、省エネや再生可能エネルギーの普及啓発活動、マイバッグやエコドライブ普及促進等の地球温暖化対策の実践活動を行っている。

また、協議会の構成員は地域センターの運営委員会に参画し、その活動状況等を把握し、運営の透明性、公共性をチェックする。

エ 川崎温暖化対策推進会議（CC川崎エコ会議）

CC川崎エコ会議は、市民・事業者等が一体となって地球温暖化対策に取り組むための組織として、2008 年 7 月に結成された。

具体的には、インターネット等を活用して市内の地球温暖化対策の取組等を広く国内外に発信すること、全体会（講演会・シンポジウム等）の開催やエコツアー等を通じて会員間の情報共有を図り、ネットワークづくりを進めることにより、CCかわさきの柱である、①川崎の特徴・強みを活かした環境対策の推進、②環境技術による国際貢献の推進、③多様な主体の協働によるCO₂削減といった取組を推進する。

また、CC川崎エコ会議は、協議会や地域センターとも連携しながら、地球温暖化対策の推進に努める。

（２） 川崎市温暖化対策庁内推進本部

市内の地球温暖化対策を積極的に牽引し、具体的な対策を実施するため、市長を本部長とする庁内推進本部を 2008 年 2 月に設置した。庁内推進本部は、市域における地球温暖化の現況把握及び対策方針、地球温暖化対策の推進に関する関係部局の調整などを所掌するほか、推進本部の所掌の円滑な運営を図るため、次の 4 つの部会を置き活動を推進している。また、川崎市における地球温暖化対策をより強化し、総合的に推進する組織として地球環境推進室を設置している。

なお、基本計画の基本施策として位置づけられた低炭素都市づくりやヒートアイランド対策を進めるための部会の設置についても検討する必要がある。

ア 地域行動推進部会（市民分野：区連携）

地域の特性を活かした対策が必要であることから、市民協働の拠点である区役所を中心として、区内の地球温暖化対策の取組を推進する。具体的には、各区のまちづくり推進組織など、さらには、町内会などの地域団体や非営利活動団体、商店街等と連携しながら、打ち水・マイバッグの利用促進などの取組を行うとともに、かわさき緑のカーテン大作戦やエコウェーブ（庁舎の一斉消灯）など連携して実施する。今後、取組を一層広めていくため、連携した広報や一斉キャンペーンなどの実施についても検討していく必要がある。

イ 好循環推進部会（事業者分野：CO₂削減川崎モデル）

優れた環境技術や製品などのライフサイクル全体で二酸化炭素削減効果を評価する手法を検討し、地球全体での二酸化炭素削減の貢献度を評価するCO₂削減川崎モデルを構築する。このモデルに基づいて製品や技術の貢献度を評価する低CO₂川崎ブランドの創設を行う。

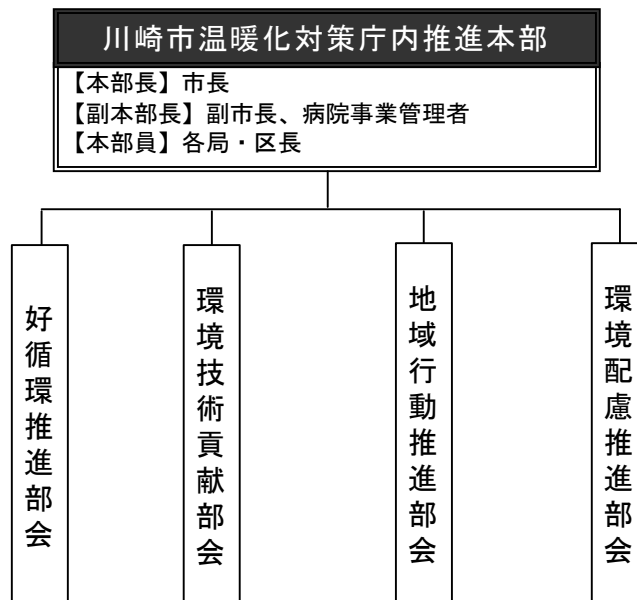
ウ 環境技術貢献部会（事業者分野：国際貢献）

UNEP連携事業、環境技術情報の発信、川崎国際環境技術展開催等により、環境技術による国際貢献を推進する。

エ 環境配慮推進部会（行政分野：エコオフィス推進）

環境配慮契約法（国等における温室効果ガス等の排出削減に配慮した契約の推進に関する法律）に規定される環境配慮契約方針の策定など、市の率先配慮行動を推進する。

図 6-1-2-1 庁内推進体制



(3) 国際的な連携

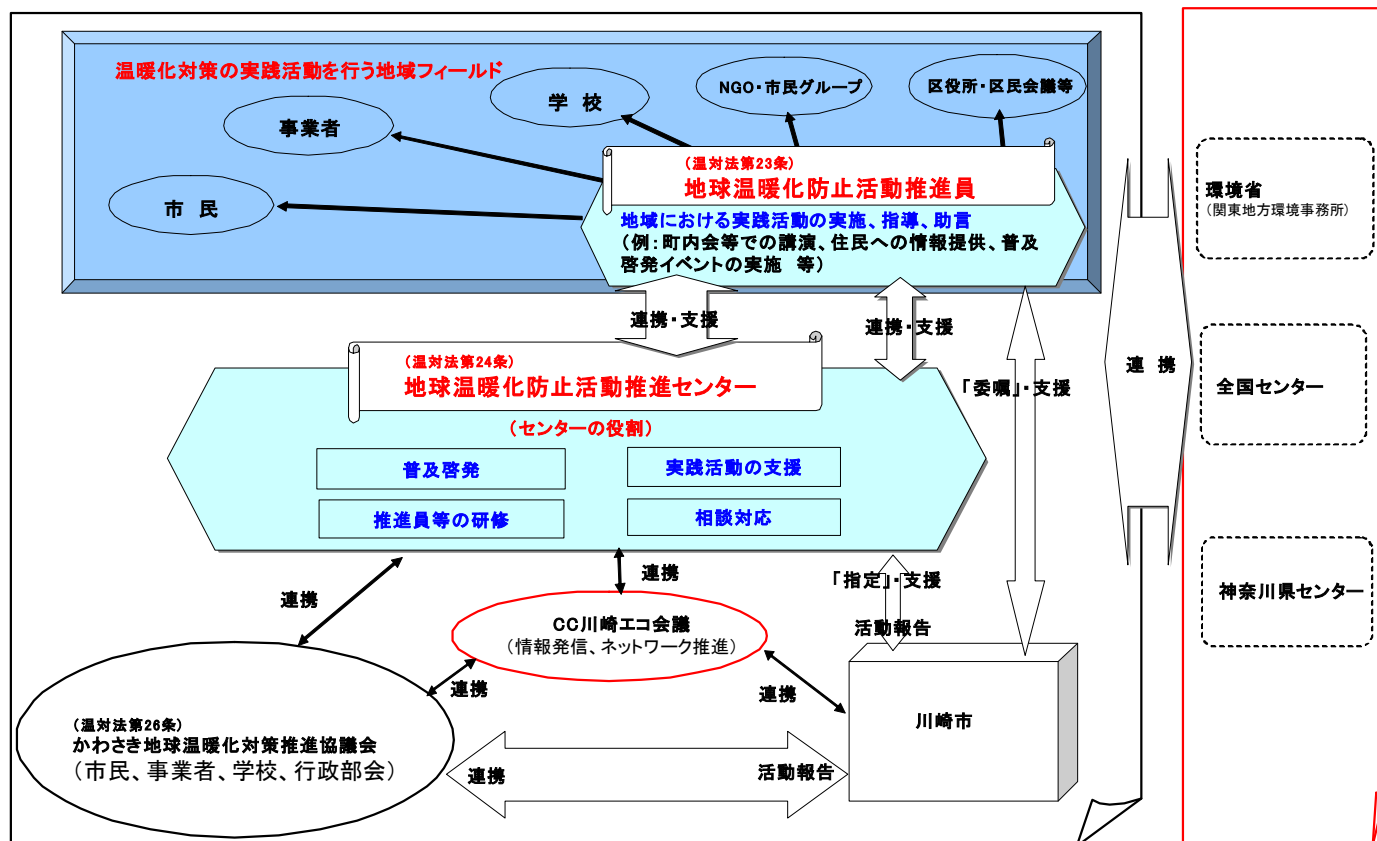
川崎市は、2005年から毎年開催している「アジア・太平洋エコビジネスフォーラム」をはじめ、UNEPエコタウンプロジェクトへの協力など、国連環境計画（UNEP）と連携した取組を行ってきている。また、友好都市である中国・瀋陽市とは、環境技術研修生の受入れなど、継続した協力関係を構築しており、2009年2月には、両市の環境を通じた協力の更なる発展を

目的に「循環経済発展協力協定」を締結した。

こうした取組を継続・発展させていくとともに、市は環境総合研究所を整備し、国、国立環境研究所等の研究機関及び国際機関等と連携して、市が公害克服に向けて取り組む過程で培ってきた環境技術を活かした国際貢献を行っていく。

〈地球温暖化対策推進計画推進体制関連イメージ〉

図 6-1-1 基本計画推進体制関連イメージ



2 進行管理等

(1) 考え方

地球温暖化対策を着実に推進していくためには、基本計画に定める地球温暖化対策の目標及び基本的方向について適切な進行管理を行うとともに、その達成状況等について事業者、市民、市という主体の間で共有していく必要がある。さらに、実施計画に定める定量的・定性的な活動量などの目標についても適切に進行管理を行っていく必要がある。このため、基本計画に定める地球温暖化対策の目標及び基本的方向、さらには実施計画の目標について、PDCAサイクルを基本とした進行管理を行う。具体的には、川崎市新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」や環境基本計画と連携を図りながら実施する。

(2) 進行管理の手法

ア 実施計画の策定 (PLAN)

基本計画に示された「地球温暖化対策の目標」を踏まえ、地球温暖化対策の推進のために実施する措置に関する実施計画を定める。おおむね3年間の計画である実施計画については、施策課題及び措置（事務事業）、重点的に実施する措置として重点プロジェクトを位置づけ、それぞれについて定量的・定性的な活動量などの目標を定める。

イ 措置の実施 (DO)

実施計画に基づく措置を着実に実行する。

ウ 評価 (CHECK)

基本計画に定める地球温暖化対策の目標及び基本的方向、さらに、実施計画の目標を用いながら、地球温暖化対策の取組に係る評価を実施する。この内容については、地球温暖化対策推進条例第6条第8項に基づき、環境審議会に報告するとともにインターネットのホームページ等を用いながら広く公表し、事業者、市民、市という主体の間で共有する。また、全庁的に地球温暖化対策を推進するため、庁内推進本部も活用するほか、地球温暖化対策に係る全市的なネットワークであるCC川崎エコ会議に報告していく。

実施計画に定める目標の達成状況等の把握については、川崎再生ACTIONシステムや環境基本計画年次報告書を活用しながら行う。

なお、基本計画に定める地球温暖化対策の目標のうち、市内の温室効果ガスの排出量に係る部分については、科学的な環境施策を推進するという視点にたつて、事業活動地球温暖化対策計画書・報告書制度などで得られた情報を活用し、市内の排出量の実態を把握していく必要がある。

エ 改善 (ACTION)

基本計画に定める地球温暖化対策の目標及び基本的方向、実施計画に定める目標に係る評価結果を踏まえながら、川崎市環境審議会や様々な主体からの意見を踏まえ、実施計画を改定する。

さらに、地球温暖化対策に係る技術の向上及び社会情勢とともに、基本計画に定める地球温暖化対策の目標及び基本的方向、実施計画の目標の達成状況を踏まえながら、必要に応じて環境審議会に諮り、基本計画の見直しを行う。

(3) 進行管理体制

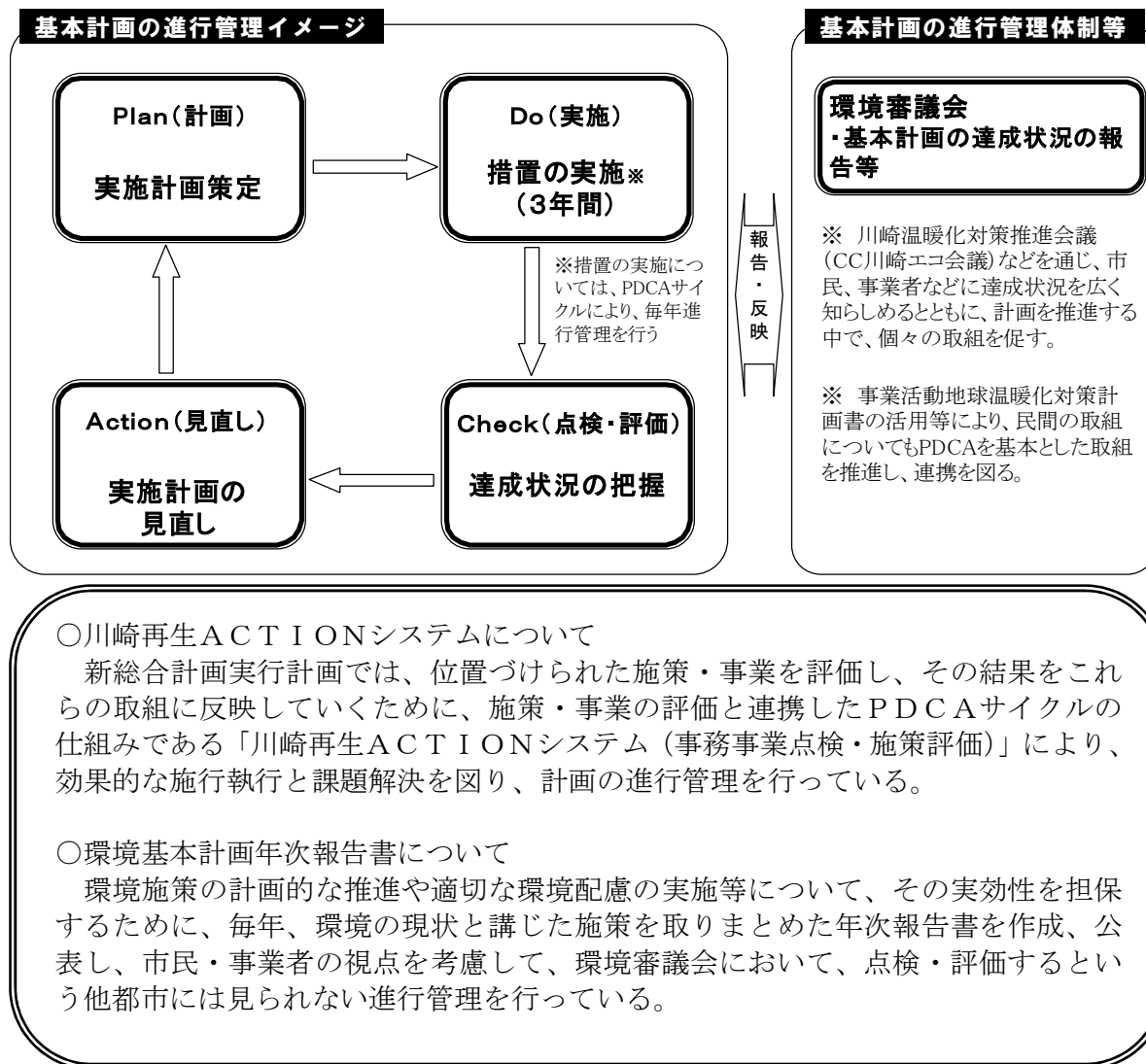
地球温暖化対策推進条例では、市民及び学識経験者等から構成される環境審議会に基本計画の達成状況について報告を行うことを規定しており、当該達成状況等について、環境審議会に報告を行うとともに、その意見を反映させることで、進行管理を行う。

また、地球温暖化対策を重点分野に位置づけている環境基本計画においても、年次報告書を

作成・公表するとともに、事業者及び市民等から意見を募集し、これを踏まえ、環境審議会から提言を受けるとしており、こうした事業者及び市民等からの意見も反映させる。

さらに、川崎温暖化対策推進会議（CC川崎エコ会議）などを通じて、市民、事業者などに対しても、地球温暖化対策の状況について広く知らしめ、連携した取組を推進する。

図 6-2-1 計画のPDCAサイクル



おわりに

本答申の取りまとめの間に開催された気候変動枠組条約第 15 回締約国会議においては、ポスト京都議定書の枠組みについて、各国が合意することが期待されたものの、コペンハーゲン合意に留意することにとどまった。

このように国際的な地球温暖化対策の枠組みが定まらない中で、2020 年までの中期的な計画について取りまとめる必要があったことから、不確定な要素も多く、すべての項目について十分に審議し、議論が尽くされたわけではない。こうしたことから、市の計画策定にあたっては、今後の国内外の動向等を注視し、様々な情勢変化に的確に対応されたい。

また、本答申では、時間的な制約もあり、基本計画の目標や実施する措置の方向性について、審議会での議論を取りまとめたにとどまっている。地球温暖化対策においては、事業者、市民、市の各主体の協働による取組が必要である。今後、市として基本計画を策定していく中では、事業者、市民の広範な議論を喚起し、こうした内容を踏まえることで、各主体の相互理解、さらには、各主体の取組につなげるよう努められたい。さらに、具体的な措置に関する実施計画を定める際には、この答申を踏まえ、実効性のあるものとされたい。

今後、地球温暖化対策の進捗状況を的確に把握し、対策を着実にかつ効果的に推進していくためには、実施計画において川崎の実態や各分野の特性を踏まえた的確な指標を用いた目標設定が非常に重要な役割を果たす。このためにも、整備が予定されている環境総合研究所などにおいて、地球温暖化対策の適切な指標開発を早急に推進していくことが重要な課題であることを付記しておく。

あわせて、川崎市においては、この答申の趣旨を踏まえて今後定める地球温暖化対策推進基本計画と実施計画に基づき、総合的な地球温暖化対策を積極的かつ着実に推進されたい。

実施計画イメージ

1 総論

(1) 計画の位置づけ

・実施計画は、地球温暖化対策推進条例第7条に基づき定めるもので、基本計画に示された地球温暖化対策の目標を着実に達成していくための具体的な措置を体系的に位置づけるものである。

・実施計画の内容は、新総合計画実行計画に整合させ、新総合計画実行計画の改定とあわせて改定する。

ア 計画の対象

・基本計画に示された11の基本施策に基づく施策課題及び措置（事務事業）、重点的に実施する措置として9の重点プロジェクトを対象とする。

イ 計画期間

・基本計画の計画期間は、2020年度までのおおむね10年間としているが、実施計画は、基本計画を着実に達成するために、2011年度から2013年度までの3か年とする。

ウ 計画の進行管理

・実施計画については、施策課題及び措置（事務事業）、重点的に実施する措置として重点プロジェクトを位置づけ、それぞれについて定量的・定性的な活動量などの目標を定める。

・実施計画の目標などを用いながら、進行管理を行う。

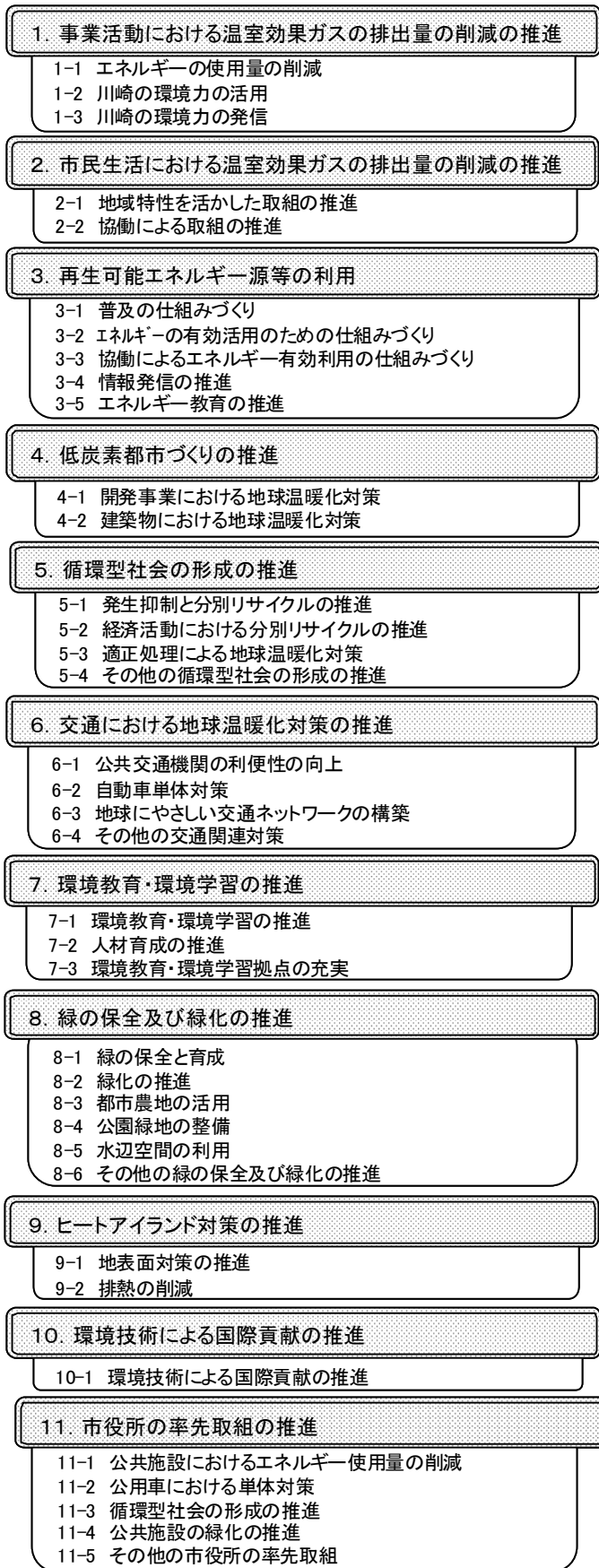
・実施計画に定める目標の達成状況等については、川崎再生ACTIONシステムや環境基本計画年次報告書を活用しながら行う。

・地球温暖化対策推進条例第7条第2項に基づき、施策課題及び措置（事務事業）並びに重点プロジェクトの達成状況等について、毎年度、環境審議会に報告を行う。

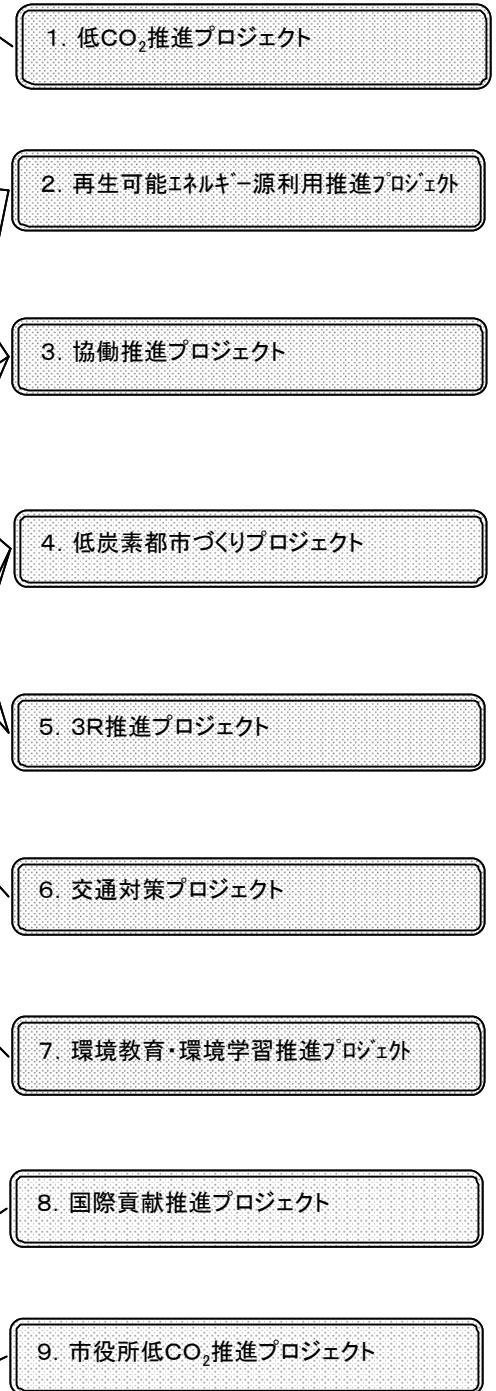
・3年間の達成状況を総括し、次期実施計画の策定に反映させる。

(2) 施策体系と重点プロジェクトの関係イメージ

【施策体系】



【重点プロジェクト】



2 施策体系別に実施しようとする措置

(1) 事業活動における温室効果ガスの排出量の削減の推進

○取組の方向性

ア エネルギーの使用量の削減

- ・事業活動に係る温室効果ガスの排出量の削減及び効率的なエネルギー利用を促す
- ・環境配慮型のビジネススタイルの実践を目指す。

イ 川崎の環境力の活用

・川崎で作られた製品・技術が市域外で活用されることにより、地球全体での温室効果ガス排出量の削減を目指す。

・多くの事業者・市民団体が参加した川崎温暖化対策推進会議（CC川崎）が連携の要になっている。

ウ 環境力の発信

- ・川崎の有する優れた環境技術情報の収集・発信及び環境技術開発・研究を推進する。

○主な取組例

ア エネルギーの使用量の削減

・条例に基づく事業活動地球温暖化対策計画書制度の適切な運用による、大規模事業者の自主的な温室効果ガス排出量の削減を促進

・中小規模事業者を対象とした省エネルギー診断の実施による中小規模事業者の省エネ意識の啓発及び温室効果ガス排出量の削減を促進

・中小規模事業者を対象とした省エネルギー診断実施施設などを対象とした省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入補助、融資などの支援

イ 川崎の環境力の活用

・ライフサイクル的な視点で環境技術や製品を評価する枠組みであるCO₂削減川崎モデルに基づき、独自の認定制度である低CO₂川崎ブランド制度を構築、運用

ウ 環境力の発信

・市内に蓄積された優れた環境技術情報を収集・分析・体系化し、国内外に発信するとともに、地球温暖化対策に関する研究を進める。

(2) 市民生活における温室効果ガスの排出量の削減の推進

○取組の方向性

・各区において区民、町内会、学校、区役所等が協働して地域の特性を活かした地球温暖化対策を推進する。

・事業者や市民との協働により、3Rを基調とした取組をより一層推進し、資源消費の抑制を促す。

・地域地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員の活動等により、地域における実践活動支援・普及啓発を行い、市民が環境配慮型ライフスタイルへの転換に取り組む仕組みづくりを進める。

○主な取組例

- ・各区の地域特性を活かした地球温暖化対策の推進
- ・地域地球温暖化防止活動推進センターの支援体制の確立
- ・地球温暖化防止活動推進員の育成・支援

(3) 再生可能エネルギー源等の利用

○取組の方向性

- ・大規模太陽光発電所の設置、発電所に係る普及啓発施設及び次世代エネルギーパークへの登録などを契機として、川崎への「自信と誇り」を醸成し、再生可能エネルギー源の一層の普及啓発を推進する。
- ・設置補助事業と組み合わせて様々な施策を展開し、太陽エネルギーを中心とした再生可能エネルギー源の導入を加速させる。
- ・エネルギーの需要サイドの使用用途を考慮した多様なエネルギーを有効に活用するための仕組みづくりを進める。
- ・学校・区役所などの公共施設へ率先して再生可能エネルギー源設備を設置する。
- ・太陽熱利用の推進

○主な取組例

- ・大規模太陽光発電所と発電所に係る普及啓発施設、展望台の組み合わせで、国内外に川崎の最先端の取組を紹介
- ・次世代エネルギーパークへ登録し、市内の最先端のエネルギー関連施設を紹介
- ・補助制度の拡充により住宅・事業所への太陽光発電の普及を促進
- ・一定規模以上の建築物の新築等に再生可能エネルギーの導入検討の義務付け制度の活用による、再生可能エネルギー源の導入の促進
- ・市立学校への太陽光パネルの設置などのエコ改修を推進
- ・大規模太陽光発電所に係る普及啓発施設などの活用による再生可能エネルギー源の重要性などを広く啓発
- ・太陽熱温水の普及啓発
- ・グリーン電力証書の積極的な活用

(4) 低炭素都市づくりの推進

○取組の方向性

- ・高いエネルギー効率を有する建築物の新築等を誘導する。
- ・エネルギー性能のより良い建築物が誘導される仕組みづくりを進める

○主な取組例

- ・条例に基づく開発事業地球温暖化対策計画書の適切な運用による、開発事業における地球温暖化対策の配慮の促進
- ・建築物環境配慮制度の拡充（自然エネルギー導入検討の義務付け）による自然エネルギーの導入の促進

(5) 循環型社会の形成の推進

○取組の方向性

- ・2013年度までに一般廃棄物分野における温室効果ガスの排出量を35%削減する。
- ・事業者や市民との協働により、3Rを基調とした取組をより一層推進し、資源消費の抑制を促す。

○主な取組例

- ・その他プラスチック製容器包装の分別収集を実施し、ごみ減量やリサイクル推進による温室効果ガス排出量の削減
- ・事業者・市民団体とのレジ袋削減に関する協定に基づく、レジ袋削減やマイバッグ使用などに関する広報の充実や協力要請等の取組の推進

(6) 交通における地球温暖化対策の推進

○取組の方向性

- ・駅前整備などにより公共交通機関の利用時に円滑移動できるまちづくりを推進する。
- ・電気自動車やハイブリット自動車などの環境性能の高い自動車の導入を促進する。
- ・エコ燃料の活用や、エコドライブの実践を促す。

○主な取組例

- ・川崎駅東口駅前広場再編、東西連絡歩道橋バリアフリーなどによる川崎駅の利便性の向上
- ・助成制度による電気自動車の導入促進
- ・エコドライブ講習会の開催によるエコドライブの普及促進

(7) 環境教育・環境学習の推進

○取組の方向性

- ・事業者や市民に地球環境に配慮した考え方や行動の実践を促す。
- ・関連施設・教材等の活用や情報提供等により、環境教育・環境学習を推進する。

○主な取組例

- ・様々な世代への環境教育・環境学習の推進
- ・環境・エネルギー関連教育施設の連携による環境教育・環境学習のネットワークづくり
- ・大規模太陽光発電所に係る普及啓発施設をはじめとした環境学習施設の連携による環境学習の推進
- ・次世代エネルギーパークへの登録施設の活用による環境学習の推進

(8) 緑の保全及び緑化の推進

○取組の方向性

- ・2017年度までに行政が主体的に取り組む緑のインフラの保全と創出として約1820haを目指す。
- ・樹林地等における緑の保全と育成や屋上・壁面緑化、街路や事業所等の緑化を進める。

- ・多摩川プラン等による水辺空間の利用を進める。

○主な取組例

- ・特別緑地保全地区等の指定拡大や用地取得、公有地の整備
- ・川崎市多摩川プランの推進による多摩川緑地の再整備やリーディングプロジェクトの推進

(9) ヒートアイランド対策の推進

○取組の方向性

- ・ヒートアイランド現象を緩和し、市民の快適な生活の確保を目指す。

○主な取組例

- ・水面や緑地の確保により、蒸発散による気温緩和効果や植樹による日射の遮蔽効果を促進する。
- ・住宅やオフィス、工場、自動車等からの排熱の削減を目指す。
- ・地表面や建物壁面への温まりにくい素材の使用や植樹等による日射の遮蔽により顕熱の発生削減を目指す。

(10) 環境技術による国際貢献の推進

○取組の方向性

- ・優れた環境技術を持つ世界的企業が集積する川崎市は、これら企業等の活動と連携して、地球全体の地球温暖化対策に貢献する。さらに、長年の環境対策で培った環境技術等の蓄積を持つ市内企業の国際的展開を支援し、海外への環境技術の移転を促進するとともに、市内環境関連産業の振興を図る。
- ・環境技術情報センターや、羽田空港の対岸である殿町3丁目地区に整備が予定されている環境総合研究所などの活用により、市内のフィールドを活かした環境技術研究開発を産学公民が連携して行うとともに、川崎の優れた環境技術情報の収集・発信を行い、地球全体での温室効果ガス排出量を削減する。

○主な取組例

- ・国連環境計画（UNEP）連携協調によるアジア・太平洋エコビジネスフォーラムの開催やUNEPエコタウンプロジェクトなどの取組を推進
- ・海外からの環境技術視察、研修の受入れをとおして、環境分野での国際交流を推進
- ・環境総合研究所の整備を行い、市内のフィールドを活かした環境技術開発・研究を産学公民が連携して行うとともに、川崎の優れた環境技術情報の収集・発信を行う。
- ・ライフサイクル的な視点で環境技術や製品を評価する枠組みであるCO₂削減川崎モデルに基づき、独自の認定制度である低CO₂川崎ブランド制度を構築、運用

(11) 市役所の率先取組の推進

○取組の方向性

- ・エコオフィスを推進する（庁内の省エネルギーやリサイクル等の環境配慮の取組を推進）。

・市民館におけるE S C O事業、下水汚泥の高温焼却、水道局環境会計等による温室効果ガス排出量の削減を推進する。

○主な取組例

・エコオフィスのより一層の取組推進による庁内の省エネやリサイクルなど環境配慮の取組を推進

・宮前市民館・麻生市民館におけるE S C O事業として、冷温水機更新によるガス使用量削減や節水器具導入等による二酸化炭素排出量の削減

3 重点プロジェクト

(1) 低CO₂推進プロジェクト

【方向性】

条例に基づく事業活動地球温暖化対策計画書・報告書制度により、事業者の自主的かつ計画的な取組を促進する。また、中小規模事業者を対象とする省エネルギー診断等による省エネルギー促進、CO₂削減川崎モデルの普及による低炭素社会の仕組みづくり等により、産業活動・業務活動に伴う温室効果ガスの排出量を削減する。

○温室効果ガスの排出抑制等に係る計画書・報告書制度の推進

条例に基づく「事業活動地球温暖化対策計画書制度」を着実に推進し、事業者の自主的かつ計画的な取組を促すとともに、その効果を確認しつつ、制度の充実を進める。

○省エネルギーの促進

省エネルギー診断の実施や、E S C O事業の導入促進等により、中小規模の事業者においても、事業活動における省エネルギー化を図る。

○CO₂削減川崎モデルに基づく「低CO₂川崎ブランド」の推進

ライフサイクルで二酸化炭素排出を評価する低CO₂川崎ブランドを活用し、低炭素製品や技術を認定・表彰することで、ライフサイクル思考の普及拡大に努めるとともに、川崎市内企業の低炭素ものづくりを推進する。

(2) 再生可能エネルギー源利用推進プロジェクト

【方向性】

・大規模太陽光発電所の設置、発電所に係る普及啓発施設及び次世代エネルギーパークへの登録などを契機として、川崎への「自信と誇り」を醸成し、再生可能エネルギー源の一層の普及啓発を推進する。

・設置補助事業と組み合わせる様々な施策を展開し、太陽エネルギーを中心とした再生可能エネルギー源の導入を加速させる。

・エネルギーの需要サイドの使用用途を考慮した多様なエネルギーを有効に活用するための仕組みづくりを進める。

・学校、区役所などの公共施設へ率先して再生可能エネルギー設備を設置する。

○大規模太陽光発電所と発電所に係る普及啓発施設、展望台の組み合わせで、国内外に川崎の最先端の取組を紹介する。

- 次世代エネルギーパークへ登録し、市内の最先端エネルギー関連施設を積極的に紹介する。
- 補助制度の拡充により住宅・事業所への太陽光発電の普及を促進する。
- 一定規模以上の建築物新築等に自然エネルギーの利用検討を義務付ける制度の活用により、再生可能エネルギー源の導入を促進する。
- 市立学校への太陽光パネルの設置などのエコ改修を促進する。
- 大規模太陽光発電所に係る普及啓発施設などの活用により再生可能エネルギー源の重要性など広く啓発する。
- 太陽熱温水等の活用推進のための普及啓発の推進

(3) 協働推進プロジェクト

【方向性】

川崎市民の高い環境意識と環境問題を克服してきた教訓を最大限活かし、地域地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員の活動及び環境教育等を通じて、市民の日常生活における二酸化炭素の排出量削減活動を促進するとともに、各区における協働推進事業を推進する。

- 地域地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員の活動活発化

地域地球温暖化防止活動推進センターの指定、地球温暖化防止活動推進員の委嘱を行い、地球温暖化対策に関する啓発・広報活動、活動支援、情報提供活動等を通じて日常生活における二酸化炭素の排出量削減を推進する。

- 環境配慮型ライフスタイルの普及

日常生活において、資源の有効活用や省エネなどを促進し、環境に配慮したライフスタイルの普及を図る。

(4) 低炭素都市づくりプロジェクト

【方向性】

大規模な開発事業や一定規模以上の建築物の新築等における地球温暖化対策の推進等により、低炭素都市づくりを進めるとともに、緑の保全及び緑化の推進等により、温室効果ガス排出量の少ない地域づくりを進める。

- 開発事業、建築物の新築等における地球温暖化対策の推進

大規模な開発事業や一定規模以上の建築物の新築等に際し、温室効果ガスの排出抑制措置や、再生可能エネルギー源導入の検討を行うことなどにより、低炭素都市づくりを進める。

- 緑の保全及び緑化の推進

公園緑地整備や農地保全等による緑の保全や、街路や事業所等の緑化を促進する。

- ヒートアイランド対策の推進

都市公園の整備等による緑地の確保、緑化の推進、保水性舗装等による地表面被覆の改善や、再生可能エネルギー源の利用促進等による人工排熱低減等により、ヒートアイランド対策を推進する。

(5) 3R推進プロジェクト

【方向性】

3R（リデュース（発生・排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））を基調とした取組を一層推進し、温室効果ガスの排出量を削減する。

○ミックスペーパー（雑紙）の分別収集の推進

ミックスペーパーの分別収集を全市で実施し、臨海部の難再生古紙リサイクル施設における再生事業を推進する。

○その他プラスチック製容器包装の分別収集の推進

空き缶・空き瓶・ペットボトル等に加え、その他プラスチック製容器包装の分別収集を推進し、資源の有効利用と、焼却処理に伴う温室効果ガスの排出量の削減を図る。

○ごみ発電事業の推進

新設するごみ焼却処理施設に高効率な熱回収設備を設置してごみ発電事業を推進することにより、化石燃料の消費量を抑制して、温室効果ガス排出量の削減を図る。

○生ごみリサイクルの推進

生ごみの発生・排出抑制やリサイクル等を規定した「かわさき生ごみリサイクルプラン」に基づき、取組を促進する。

(6) 交通対策プロジェクト

【方向性】

公共交通機関利用の促進や温室効果ガス排出量のより少ない自動車の導入を促進するとともに、低炭素型の交通体系づくりや低燃費・低公害自動車への利用転換を図る。

○公共交通機関の利用促進

駅前広場の整備による交通結節機能の強化や、バス・鉄道等の公共交通機関の利便性向上等により、公共交通機関の利用を促進する。

○温室効果ガス排出量のより少ない自動車利用の促進

低燃費・低公害車導入時の経済的支援や、充電施設等のインフラ整備を進めることなどにより温室効果ガス排出量のより少ない自動車の普及を促進する。また、エコドライブやアイドリングストップの実施、エコ運搬の取組、交通需要マネジメントなどを実施する。

○低炭素型の交通ネットワーク整備の推進

道路整備等による自動車燃費向上や、バスと鉄道等の交通結節機能の強化等により、温室効果ガス排出量のより少ない交通体系の整備を進める。

(7) 環境教育・環境学習推進プロジェクト

【方向性】

事業者や市民の地球環境に配慮した考え方・行動の実践を促す。また、環境学習活動等を率先して行う人材を育成し、その活動を支える場や機会を提供する。

○地域等における環境教育・環境学習の推進

地域、団体、職場など、様々な場において講座やセミナー等の環境教育・環境学習の機会を提供するとともに、様々な主体と連携して環境教育・環境学習を推進する。

○学校における環境教育・環境学習の推進

学校と連携し、教材の充実やモデル的なプログラム・活動事例の普及、教職員の研修などを推進する。また、幼児期より自然を大切に思う心を育てるための幼児環境教育に取り組む。

○環境学習等を率先して行う人材育成の推進

地域環境リーダー育成講座等、地域や職場で環境学習活動や環境保全活動等を率先して行う人材の育成に努めるとともに、活動できる場や機会の拡充に努める。

(8) 国際貢献推進プロジェクト

【方向性】

優れた環境技術を持つ世界的企業が集積する川崎市は、これら企業等の活動と連携して、地球全体の地球温暖化対策に貢献する。さらに、長年の環境対策で培った環境技術等の蓄積を持つ市内企業の国際的展開を支援し、海外への環境技術の移転を促進するとともに、市内環境関連産業の振興を図る。

○国連環境計画（UNEP）連携協調事業の推進

国際的な環境対策に取り組む国連環境計画（UNEP）と連携し、アジア・太平洋エコビジネスフォーラムの開催やUNEPエコタウンプロジェクトへの協力など、市内の優れた環境技術や環境保全の経験を活かした国際貢献を進める。

○瀋陽市との循環経済発展協力の推進

「循環経済発展協力協定」（2009.2）及び、日中政府間で締結した両市の協力に関する覚書（2009.6）に基づき、国、国立環境研究所及び国際機関等と連携して、瀋陽市の循環経済発展へ貢献する。

○国立環境研究所との共同研究の推進

国立環境研究所と締結した連携協力に関する基本協定（2009.1）に基づき、国際環境施策・環境技術に関する国際ネットワークを発展させる。

○かわさきコンパクトの推進

人権、労働、環境、腐敗防止の4分野で支持し、実践する10原則である「国連グローバル・コンパクト」に参加し、その理念の市内展開である「かわさきコンパクト」を推進する。

○国際環境技術展の開催

川崎市の優れた環境技術を展示して広く世界に情報発信し、国際的なビジネスマッチングを行うことで、環境技術の移転による国際貢献・産業交流を実現する。

○海外環境技術視察・研修の受入れの推進

アジアを中心に、海外からの環境技術研修生の受け入れや、視察の受入れなどを通じて、市内の優れた環境技術や環境保全の経験を活かし、環境分野での国際交流を推進する。

○環境総合研究所の整備

市内のフィールドを活かした環境技術開発・研究を産学公民が連携して行うとともに、川崎の優れた環境技術情報の収集・発信を行う。

○CO₂削減川崎モデルに基づく「低CO₂川崎ブランド」の推進

(9) 市役所低CO₂推進プロジェクト

【方向性】

市役所は、市内最大規模の排出事業者であり、市の施策及び事業を通じて、エネルギー消費、下水処理、廃棄物焼却等により、温室効果ガスを排出している。そのため、エコオフィスを一層推進するなど、事業者にも率先して温室効果ガスの排出量の削減を実行する。

○川崎市役所環境管理システム（エコオフィス計画）の推進

エコオフィス計画の推進により、市の施策及び事業を通して排出している温室効果ガス排出量を把握し、エネルギー使用量の見える化を図り、エネルギー使用量削減などにより、温室効果ガス排出量の削減に努める。また、グリーン購入の推進、紙類使用量の削減、廃棄にあたっての環境配慮行動を推進する。

○環境配慮契約法に基づく取組

市が行う契約のうち、電力供給、自動車購入、省エネルギー改修及び建築物に関する契約については、環境配慮契約推進方針を策定し、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進する。

○グリーン電力の導入

市役所で使用している電気について、グリーン電力購入によるカーボン・オフセットを行うことで、温室効果ガスの排出の削減を推進する。

○省エネルギー法への対応

省エネルギー法に対応した取組を行うため、市役所全体でのエネルギー管理体制の整備を行うと共に、エネルギー原単位の削減に努める。

付属資料

- 川崎市環境審議会・温暖化対策特別部会審議経過
- 川崎市環境審議会委員名簿
- 川崎市環境審議会温暖化対策特別部会委員名簿
- 諮問文「川崎市における今後の地球温暖化対策のあり方について」

川崎市環境審議会・温暖化対策特別部会審議経過

会議名	開催年月日	内容
平成 20 年度 第 2 回環境審議会	平成 20 年 10 月 9 日	川崎市における今後の地球温暖化対策のあり方について（諮問） ・温暖化対策特別部会の設置、部会への付議
平成 20 年度 第 1 回温暖化対策特別部会	平成 20 年 11 月 13 日	・部会長・副部会長の選出 ・審議内容・スケジュールについて など
平成 20 年度 第 2 回温暖化対策特別部会	平成 21 年 1 月 23 日	・検討すべき項目、構成イメージ及びスケジュール ・事業活動に関する地球温暖化対策について など
平成 20 年度 第 3 回温暖化対策特別部会	平成 21 年 2 月 19 日	・地球温暖化対策と、条例・行政計画 ・事業者活動に関する地球温暖化対策についてなど
平成 20 年度 第 4 回温暖化対策特別部会	平成 21 年 3 月 19 日	・開発行為・建築行為における地球温暖化対策 ・市による地球温暖化対策について など
平成 21 年度 第 1 回温暖化対策特別部会	平成 21 年 4 月 17 日	・条例策定の基本的考え方等について ・骨子(案)について
平成 21 年度 第 2 回温暖化対策特別部会	平成 21 年 5 月 15 日	・報告(案)について
平成 21 年度 第 1 回環境審議会	平成 21 年 6 月 2 日	(仮称)川崎市地球温暖化対策条例策定の基本的な考え方について ・部会報告、答申審議
平成 21 年度 第 3 回温暖化対策特別部会	平成 21 年 6 月 17 日	・計画イメージ及び温室効果ガスの排出状況 ・検討スケジュールについて
平成 21 年度 第 4 回温暖化対策特別部会	平成 21 年 7 月 22 日	・改定計画イメージ等について ・施策体系イメージについて
平成 21 年度 第 5 回温暖化対策特別部会	平成 21 年 9 月 30 日	・計画の構成案について ・温室効果ガス排出量の将来予測と目標設定の論点 ・推進体制、進行管理及び重点プロジェクト ・その他の事項について
平成 21 年度 第 6 回温暖化対策特別部会	平成 21 年 11 月 24 日	・第 2 次報告素案について
平成 21 年度 第 7 回温暖化対策特別部会	平成 22 年 1 月 19 日	・第 2 次報告案について
平成 21 年度 第 4 回環境審議会	平成 22 年 2 月 18 日	川崎市地球温暖化対策推進基本計画の考え方について ・部会報告、答申審議

川崎市環境審議会委員名簿

番号	氏名	所属等	専門分野等	備考
1	青山 芳之	市民公募（公害分野）	市民代表	
2	畔津 昭彦	東海大学工学部機械工学科教授	機械工学、内燃機関	
3	飯田 和子	川崎・ごみを考える市民連絡会代表	市民代表	
4	石井誠一郎	川崎市医師会理事	市民代表	
5	石川 幹子	東京大学大学院工学系研究科教授	ランドスケープ・デザイン	
6	磯野 弥生	東京経済大学現代法学部教授	行政法、環境法	
7	岩本 一星	埼玉大学名誉教授	環境化学（大気化学）	
8	宇都宮 深志	東海大学名誉教授	行政学・環境行政	
9	大迫 政浩	（独）国立環境研究所循環技術システム研究室室長	環境工学	
10	落合 由紀子	東海大学教養学部准教授	経済政策、環境経済学	
11	神戸 治夫	川崎公害病患者と家族の会顧問	市民代表	
12	窪田 亜矢	東京大学大学院工学系研究科准教授	都市工学	
13	小島 将弘	セレサ川崎農業協同組合代表理事副組合長	市民代表	
14	三邊 夏雄	東亜大学通信制大学院教授	行政法学	
15	進士 五十八	東京農業大学地域環境科学部教授	造園学、環境計画	会長
16	高野 正美	川崎商工会議所議員	市民代表	
17	杉山 涼子	富士常葉大学環境防災学部准教授	社会工学	
18	鈴木 誠	東京農業大学地域環境科学部教授	造園学	
19	原田 三知夫	川崎地域連合副議長	市民代表	
20	藤井 修二	東京工業大学大学院教授	建築環境工学	副会長
21	藤田 雄峰	市民公募（緑・公園分野）	市民代表	
22	藤吉 秀昭	（財）日本環境衛生センター 常務理事	廃棄物工学	
23	増田 唯子	市民公募（廃棄物分野）	市民代表	
24	松村 芳美	（社）産業安全技術協会参与	物理化学、環境化学、労働衛生工学	
25	水谷 宏	市民公募（廃棄物分野）	市民代表	
26	南 佳典	玉川大学農学部准教授	生態学、環境動態学	
27	矢島 康伯	市民公募（公害分野）	市民代表	
28	山内 利夫	市民公募（緑・公園分野）	市民代表	
29	吉門 洋	埼玉大学大学院理工学研究科教授	大気汚染気象学	
30	吉崎 隆男	川崎市全町内会連合会会計監査	市民代表	
31	飯田 哲也	特定非営利活動法人環境エネルギー政策研究所所長	環境エネルギー政策	臨時委員
32	岩本 孝子	川崎市新エネルギー推進協議会委員	市民代表	臨時委員
33	佐土原 聡	横浜国立大学大学院環境情報研究院教授	都市環境工学、都市防災、都市エネルギー、地理情報システム	臨時委員
34	瀧田 浩	川崎温暖化対策推進会議運営委員会委員長	市民代表	臨時委員
35	寺尾 巖	かわさき地球温暖化対策推進協議会事業者部会長	市民代表	臨時委員
36	原 徹	かわさき地球温暖化対策推進協議会市民部会長	市民代表	臨時委員
37	柳下 正治	上智大学大学院地球環境学研究科教授	環境政策	臨時委員

川崎市環境審議会温暖化対策特別部会委員名簿

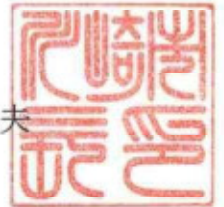
	氏名	所属等	専門分野等	備考
1	飯田 和子	川崎・ごみを考える市民連絡会代表	市民代表	
2	窪田 亜矢	東京大学大学院工学系研究科准教授	都市工学	
3	三邊 夏雄	東亜大学通信制大学院教授	行政法学	
4	高野 正美	川崎商工会議所議員	市民代表	
5	藤井 修二	東京工業大学大学院教授	建築環境工学	
6	藤吉 秀昭	(財)日本環境衛生センター 常務理事	廃棄物工学	
7	飯田 哲也	NPO 法人環境エネルギー政策研究所	環境エネルギー政策	臨時委員
8	岩本 孝子	新エネルギー推進協議会	市民代表	臨時委員
9	佐土原 聡	横浜国立大学大学院環境情報研究員教授	都市環境工学、都市防災、都市エネルギー、地理情報システム	臨時委員
10	瀧田 浩	川崎温暖化対策推進会議運営委員会委員長	市民代表	臨時委員
11	寺尾 巖	かわさき地球温暖化対策推進協議会事業者部会長	市民代表	臨時委員
12	原 徹	かわさき地球温暖化対策推進協議会市民部会長	市民代表	副部会長 臨時委員
13	柳下 正治	上智大学大学院地球環境学研究科教授	環境政策	部会長 臨時委員



20川環地第275号
平成20年10月9日

川崎市環境審議会
会長 進士 五十八 様

川崎市長 阿部孝夫



川崎市における今後の地球温暖化対策のあり方について（諮問）

川崎市環境基本条例（平成3年川崎市条例第28号）第13条第2項第2号の規定に基づき、川崎市における今後の地球温暖化対策のあり方について、貴審議会の御意見を伺います。

（諮問の趣旨）

本市では、2004年に策定した「川崎市地球温暖化対策地域推進計画（以下、「計画」という。）」に基づき地球温暖化対策を実施してまいりました。

計画では、2010年の温室効果ガス排出量について、1990年比で6%削減することを目標として掲げ、施策を実施してきており、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄(SF6)は減少し、温室効果ガスの削減に寄与しておりますが、二酸化炭素は増加しており、結果として2005年の温室効果ガスは4.3%の削減に留まっております。

一方、地球規模で地球温暖化を捉えた場合には、温室効果ガスは、依然として増加傾向にあることから、環境先進都市である本市としても大胆な目標を設け、統合的アプローチに基づく地球温暖化対策を推進していく必要があります。

こうした中で、「川崎市新エネルギービジョン」、「川崎市役所環境管理システム」について、計画と統合するとともに、より実効性あるものとするためのルールとして「(仮称)地球温暖化対策条例（以下、「条例」という。）」を策定することとしております。

このような社会情勢の中で、積極的な対策を早急に推進していくために、条例策定や計画改定を視野に入れた今後の地球温暖化対策のあり方について、貴審議会の専門的かつ幅広い見地から御意見を伺うものです。

（環境局地球環境推進室）

電話 044-200-2405